

(第一類 第二号)

第一百四十六回国会  
衆議院 法務委員会 議録 第十一号

平成十一年十二月三日(金曜日)  
午前十時一分開議

出席委員

委員長 武部 笠川

理事 勤君 堺君

理事 理事 杉浦

理事 横内

理事 正明君

理事 市朗君

理事 真悟君

理事 秀政君

理事 岩永

理事 太田

理事 鮎岡

理事 上田

理事 岩永

理事 太田

理事 鮎岡

理事 熊代

理事 岩谷

参考人  
(東京商工会議所常任顧問 久保利英明君)

参考人  
(日本労働組合総連合会労働法制対策局長) 久保利英明君

参考人  
(法務委員会専門員) 井上 隆久君

委員の異動  
十二月三日

辞任 加藤 紘一君

辞任 鮎岡 兵輔君

辞任 岩谷 恵君

辞任 左藤 恵君

辞任 高市 早苗君

辞任 岩谷 恵君

政府参考人出頭要求に関する件  
民事再生法案(内閣提出第六四号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事再生法案を議題といたします。  
本日は、本案審査のため、参考人として、駿河

台大学学長竹下守夫君、東京商工会議所常任顧問  
経済法規委員会副委員長久保利英明君、日本労働

組合総連合会労働法制対策局長熊谷謙一君、以上

三名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位に、委員会を代表して一言  
ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ本委員会に  
御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。  
それのお立場から忌憚のない御意

見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたい  
と存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、竹下参考人、久保利参考人、熊谷参考人  
の順に、各十五分程度御意見をお述べいただき、  
その後、委員の質疑に対してお答えをいただきました。

いと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委  
員長の許可を得ることになつております。また、

参考人は委員に対しても質疑することができます  
ことになつておりますので、あらかじめ御承知お

きいただきたいと存じます。

それは、まず竹下参考人にお願いいたしま  
す。

○竹下参考人 駿河台大学の竹下でございます。  
倒産法の研究者であるという立場と、法制審議  
会倒産法部会の部長をお引き受けしているとい  
う立場から、民事再生法案に対する私の意見を申  
し上げさせていただきたいと思います。

本日の会議に付した案件  
は本委員会に付託された。

今般、法制審議会におきまして倒産法改正作業  
に着手するに至りましたのは、平成八年十月八  
日、当時の長尾法務大臣の諮問に基づきまして倒  
産法部会が設置され、今後おむね五年間に倒産  
法全般についての改正要綱案を作成するとい  
う方針を決定いたしたことに基づくものでございま  
す。

この時期に御諮問を受け、倒産法改正作業を行  
うに至りました社会経済的背景のことを申し  
上げますと、先進諸国における市場経済原理の優  
位、あるいはボーダーレス経済の発展、消費者信  
用の拡大等社会経済構造が大きく変革されてきた  
ことが一つ、それから、特に我が国において  
ましては、長期不況に伴う企業倒産の増大、それ  
からまた個人破産事件の急増ということがござ  
いました。

現在の倒産法は、御承知のとおり、制定時期  
と適用対象とをそれぞれ異にいたします。破産、和  
議、会社整理、特別清算、会社更生という五本立  
てになってございますが、このような現行法制に  
つきましては、次のような問題点があるとい  
うことが指摘されておりました。

第一は、中小企業等のための実効的な再建型倒  
産手続が欠けていたという点でございまして、本  
來は和議法に基づく和議手続がこの役割を担うべ  
きところでございますが、いろいろ欠点がござ  
います。

それから第二は、経済の国際化との不調和とい  
うことございまして、御案内のように、我が國  
の倒産法制では、属地主義と申しますが、わかり  
やすく申し上げれば地域孤立主義と申しますが、  
我が国の倒産手続は債務者の我が国にある財産に  
しか効力を及ぼさないし、また外国で開始された  
倒産手続は我が国にある債務者の財産には効力を

及ぼさない、それぞれの国ごとに倒産手続というものを考へるといふ考え方によつてゐるといふ点でございます。

それから第三は、消費者倒産への対応が不十分であるということ。

そして、さらに第四として、一般的に手続相互の調整あるいは現代の経済社会状況への適合が必要である。とりわけ大規模倒産事件というものが多くなつておりますので、そういうものに対する対応、それからまた時代の流れが非常に急激になつておりますので、それに見合ひうような手続の迅速化あるいは透明化というものが必要だということが問題点として指摘されてまいりました。

そこで、倒産法部会におきましては、このような問題点を解決するために、経済団体、労働団体から推薦をいたいた方々、また関係各省庁、それから民法、商法等の他の分野の研究者にも委員、幹事として審議に参加をしていただき、社会各層の意見を幅広く反映できる体制というものを整備いたしました。その上で、倒産法部会全体は相当の人数になりますので、分科会方式と云うことで、第一分科会は主として個人の倒産手続、第二分科会は法人を対象とする倒産手続の改正問題を取り上げるということで審議を始めたわけでござります。

ところが、御案内のように、昨年四月、政府の経済対策閣僚会議におかれまして総合経済対策といふものを作成されましたが、その中で、倒産法の早期整備というものがその施策の一つに位置づけられたわけでござります。さらに統いて、昨年九月、当時の中村法務大臣より、中小企業等の利用しやすい新しい再建型倒産手続の創設について緊急に対応するよう指示をいたしました。

そこで、私ども倒産法部会いたしましては、急遽、それまで採用してまいりました分科会方式といふ二段の審議方式を改めまして、すべて倒産法部会で審議を進めるという体制に切りかえました。

て、本年七月二十三日開催の第十五回倒産法部会におきまして、民事再生手続、この当時は仮称でございましたが、民事再生手続に関する要綱案を決定し、さらに八月二十六日開催の第二百一十七回法制審議会総会におきまして民事再生手続に関する要綱を、いずれも全会一致で決定したわけでございます。

その後、これを基礎といたしまして政府において立案なさつたのが、今回の民事再生法案ということになるわけでござります。

民事再生法案の倒産法としての性格について一言申し上げますと、民事再生手続は、中小企業や個人事業者にとって利用しやすく、かつ実効性の高い再建型手続として構想されたものでござりますが、しかし、手続の対象はこれらに限定されるわけではなくて、会社以外の公益法人、医療法人、学校法人等の中間法人にも及び、さらに大企業も排除するわけではございません。その意味

ます、中小企業等多様な債務者が利用しやすく、柔軟かつ実効的な再建型倒産手続という点におきまして、民事再生手続、この当時は仮称でござります。

先ほど申し上げましたとおり、この手続は多様な債務者を対象としておりますので、それらの債務者の多様性に対応できるような柔軟な手続といたしました。特に、債務者自身が從事しており財産管理、事業經營を続けながら再建を図るということを基本型といたしておりますけれども、必要に応じ、またその対象の性格に応じまして多様な手続機関を用意して、必要であれば監督委員を裁判所が選任をして、いわゆる監督型の手続にする。あるいはさらに、債務者の手から財産管理、事業經營も奪う必要があるという場合には、管財人を選任する管理命令というものを裁判所が出して管理型手続にするということも可能なものであります。民事再生法は再建型倒産手続の一般法だといふふうに申し上げることができるわけでござります。

次に、この民事再生法案の内容として決められております民事再生手続の特色を申し上げて、私どもとしてどのような内容の法律をつくるうとしたのであるかということを御理解いただきたいと思います。

民事再生手続の特色といたしまして、私は四点を指摘させていただきたいと思っております。

まず第一は、中小企業等多様な債務者が利用しやすく、かつ柔軟で実効的な再建型倒産手続にするということをございます。それから第二は、債権者その他の利害関係人の側から見まして、それらの権利を十分に擁護し、公平かつ透明な手続にするということが第二点。それから第三点は、迅速かつ機能的な手続をつくるということ。それから第四点は、経済社会の国際化に対応した手続にするということです。

また、手続開始前の保全処分を充実させまして、事業の再建に必要な資産を確保できるように手続を始めることを可能にしたわけでございました。

また、手続開始前の保全処分を充実させまして、事業の再建に必要な資産を確保できるように手続を始めることを可能にしたわけでございました。

また、手続開始申立て後の融資等に係る債権を共益債権という形で優遇をいたしまして、融資を得やすくして債務者が運転資金等に窮するところがないようにするというような手配をいたしております。

そのほか、親子会社であるとか法人と代表者の倒産手続を一体的に処理するようにしたというような工夫も取り入れたところでござります。

第二の特色でございますが、債権者あるいは企業で労働に従事する労働者等の利害関係人の権利を守り、かつ公平で透明な手続という点でございます。

まず第一に、再建計画の履行を確保する制度を整備いたしました。従来の和議は、せっかく再建計画ができるても、それが実際に実行されることが非常に少ないというふうに言われておりました。

そのためには再建の実を上げられないということで、再建計画の履行を可能にするというよろな形で再建計画の履行の確保を図ったわけでございました。

あつたために、今般の民事再生手続では、監督委員あるいは管財人による計画の履行の監督をすることができるようになります。あるいは債権者表に基づく強制執行を可能なようにするというよろな形で再建計画の履行の確保を図ったわけでございました。

そのためには手続後それを取り消せるということになりました。債権者相互間の平等を確保するために否認権という制度を取り入れまして、へんぱ弁済とか債権者を害する行為を債務者がやつしているという場合には手続後それを取り消せるということでござります。

また、債権者のために債務者の資産を確保するには債権者相互間の平等を確保するために否認権という制度を取り入れまして、へんぱ弁済とか債権者を害する行為を債務者がやつしているという場合には手続後それを取り消せるということでござります。

さらに、債権者委員会制度というものを設けて、債権者の意思を手続によりよく反映できるような方法をつくりました。

また、労働組合等につきましては、手続関与の機会を保障するという考え方をとりまして、労働組合等の意見を聽取するというような機会を手続の各段階に設けることにして、労働組合等の意見陳述権あるいは意見聴取をしてもらえて、債権者の意思を手続によりよく反映できるようになります。

また、労働組合等につきましては、手続関与の機会を保障するという考え方をとりまして、労働組合等の意見陳述権あるいは意見聴取をしてもらえて、債権者の意思を手続によりよく反映できるようになります。

裁判所だけが進められて、債権者を初め手続の外部にいる者にはなかなか実態がわからない、そういう意味で透明性にやや難点があるということ

言われてまいりましたので、この手続では事件関係文書の閲覧に関する規定を整備いたしました。その透明化を図ったわけでございます。そのほか、法人たる債務者の役員のモラルハザード防止のためにその責任追及手続というものを整備したのも、債権者等の利益を守る、その権利を守るという考え方に基づくものでございました。

第三に、迅速かつ機能的な手続ということことでございますが、これは、これまで必要的に開かれておりました債権者集会というものを持意的なものといたしまして、かつ書面決議制度というものを導入して手続の簡易迅速化を図ったという点、あるいは、債権調査手続というものをこのたびの民事再生手続では新しく設けましたけれども、それが手続全体の遅延につながらないよう、調査手続を書面手続化し、また債権確定手続を第一次的には決定手続にする等の工夫をいたしてございました。

また、近年、倒産処理の方法といたしまして営業譲渡というものが注目されるに至っていること

は、議員の皆様も御承知のとおりだと思いますが、

裁判所の許可によってこの営業譲渡ができるよう

にし、また債務者会社が債務超過の場合には株主

総会決議を省略することもできるということにいたしまして、現代の経済社会の状況に対応できる

迅速処理を図っております。

また、債権者の多数の同意を要件といたしまし

て、手続の一部を省略し、迅速に再建計画を成立させることができます。そのため手続を併設いたしま

した。これによりまして、これまで実際に裁判上

の手続よりも私的整理が多いというふうに言われていったわけですが、その私的整理を公正かつ透明な公的手続に取り込むということも可能になりました。

第四は、経済社会の国際化に対応した手続とい

う点でございますが、この点では二つのことだけ

申し上げておきたいと思います。

一つは、内外人平等原則というものをとりました。これまで外国人あるいは外国法人も、倒産手続上我が国の自然人あるいは法人と同じであることを整備したのも、債権者等の利益を守る、その権利を守るという考え方に基づくものでございました。

第三に、迅速かつ機能的な手続ということでございましたが、これは、これまで必要な開かれておりました債権者集会というものを任意的なものといたしまして、かつ書面決議制度というものを導入して手続の簡易迅速化を図ったという点、あるいは、債権調査手続というものをこのたびの民事再生手続では新しく設けましたけれども、それが手続全体の遅延につながらないよう、調査手続を書面手続化し、また債権確定手続を第一次的には決定手続にする等の工夫をいたしてございました。

また、近年、倒産処理の方法といたしまして営業譲渡というものが注目されるに至っていることは、議員の皆様も御承知のとおりだと思いますが、裁判所の許可によってこの営業譲渡ができるようになりますが、その一部を省略し、迅速に再建計画を成立させることができます。そのため手続を併設いたしました。これによりまして、これまで実際に裁判上

の手続よりも私的整理が多いというふうに言われていったわけですが、その私的整理を公正かつ透明な公的手続に取り込むということも可能になりました。

第四は、経済社会の国際化に対応した手続とい

う点でございますが、この点では二つのことだけ

申し上げておきたいと思います。

一つは、内外人平等原則というものをとりました。これまで日本人、日本法人に対する同様の待遇をする場合に限って、こちらも日本人、日本法人並みにするという考え方でございました。

第三に、迅速かつ機能的な手続ということでございましたが、これは、これまで必要な開かれておりました債権者集会というものを任意的なものといたしまして、かつ書面決議制度というものを導入して手続の簡易迅速化を図ったという点、あるいは、債権調査手続というものをこのたびの民事再生手続では新しく設けましたけれども、それが手続全体の遅延につながらないよう、調査手続を書面手続化し、また債権確定手続を第一次的には決定手続にする等の工夫をいたしてございました。

また、近年、倒産処理の方法といたしまして営業譲渡というものが注目されるに至っていることは、議員の皆様も御承知のとおりだと思いますが、裁判所の許可によってこの営業譲渡ができるようになりますが、その一部を省略し、迅速に再建計画を成立させることができます。そのため手続を併設いたしました。これによりまして、これまで実際に裁判上

の手続よりも私的整理が多いというふうに言われ  
りいたしまして厚く御礼申し上げます。また、意見陳述の機会を設けていただきましたことに対し、重ねて御礼申し上げたいと思います。

以下、民事再生法についての意見を申し上げま

す。

御高承のとおり、バブル経済崩壊以後、日本経済は深刻な不況に陥りました。一部改善傾向はあるが連絡をとりながら調和的に手続が進められるようにならました。それからなお先ほど現行法の問題點として申し上げました地域孤立主義といふ考え方を改めるようにならしてあります。

以上、述べましたとおり、民事再生法案の定め

が実現するにあまして、負債総額に至っては戦後最高水準にありまして、負債総額に至っては戦後最高水準にあります。民間信用調査機関の帝國データバンクによると、平成九年度、十年度と二年連続で負債額一千万円以上の倒産件数は一万七千件台と高水準にあります。一方で倒産件数は減少しております。

貸し渋り対策としては、昨年十月より、信用保証協会の特別保証枠が設けられることにより、お

かげをもちまして、その後中小企業を中心として倒産件数は大幅に減少しておりますが、景気の本格的な回復や企業の財務体質の抜本的な改善が進まなければ、今後再び企業倒産が激増する可能性があると想ります。

特に、中小企業を中心とする事業者につきましては、従来のさまざまな法的整理あるいは再建型評価ができる実効的な再建型倒産手続であるといふように慎重な御審議を経て、一日も早く法律として成り立することを希望したいと思う次第でございま

す。

以上で、私の意見陳述を終わります。(拍手)

○武部委員長 ありがとうございました。

次に、久保利参考人にお願ひいたします。

久保利参考人にお願ひいたします。

久保利参考人 ただいま御紹介いただきました

東京商工会議所の常任顧問で経済法規委員会副委員長を務めております久保利英明でございます。

久保利参考人 お尋ねいたしました。



計を見ましても、企業倒産や展望のない離職を伴う深刻なリストラは中小企業に集中をしております。また、昨年より、我が国の自殺者が激増しておりました。マスコミの解説は、このような事態の原因は、中高年の男性が多いことから見て、最近世界から注目された時代がありましたけれども、最近の解雇の激増等にあるとしております。我が国は社会は、かつて経済成長と長期雇用のシステムが世界から注目された時代がありましたがけれども、今日、企業の倒産やリストラが国民の寿命さえ縮める状態へと転落しつつございます。

連合は、こういう事態の中で、政府や経営者の方々に対し、我が国の長期安定雇用の慣行を守るべきこと、そして倒産の防止と企業の再建のための施策が必要である、その強化が必要であることを訴えてまいりました。その中で、特に重要な課題が倒産の防止と企業再建に関する法制の整備であると考えております。

この倒産法制の整備に関しまして、連合、私どもは、一九九六年にヨーロッパ、欧州に倒産法制に関する調査団を派遣いたしました。これは、欧洲各国におきましては倒産法制の整備が進められている、こういふ話を聞きまして、我が国にとつてこれが大変重要な参考になると考えたからでございます。

そこで我々が見ましたものは、倒産法制は企業の再建を図るものに大きく動いている、労働者の未払い賃金などの労働債権に十分な配慮が行われている場合が多い、倒産法制の運用において労働者代表の参加が確保されている、その他の新しい法制度の姿でございました。

これに對して我が国の状況は、御案内のとおり、破産法、和議法という基本法が七十五年前の大正時代に策定された当時の骨格を残すという大異常な状況が続いております。特に、企業再建の法制の中心であるべき和議法が活用状況が非常に低い、再建計画の実効性が低い、労働組合の関与が全くない、それらの重大な問題がある、これ

が国際比較の中でも明らかになつたわけで、「せい  
ます。

る、また情報開示等についての規定が盛り込まれたことなどあります。

て、国会として、今後の我が国におきまして、職場で營々と努力し、まじめに働いてきた労働者の

このため、現在、いわゆる倒産五法の中で破産法の利用のみが目立つ形となつておりまして、企業再建型の去就と適用へこゝに至つて、議論を事実

これらの内容につきましては、次に述べます問題点を解決し、法が適切に運用される場合には中小企業の再建に資するものになると仮定をして、

賃金債権が租税債権より優先するという方向を明確にしていただきたいと思うものでございます。

男性の平均寿命を引いたことが大きい原因が  
ありました。マスコミの解説は、このような事態の  
原因是、中高年の男性が多いことから見て、最近  
の解雇の激増等にあるとしております。我が国  
社会は、かつて経済成長と長期雇用のシステムが  
世界から注目された時代がありましたがれども、

上に更なるもとをもつて、取扱い事務の倒産というニュースが伝えられるような状況でございます。さらに、基本的な問題として、実際の倒産の八割以上が法的手段ならぬ私的整理で行われている。このような状況に対して、私も第一線のオルガナイザーを含めた検討をしてござります。

しかしながら、今回の法案には二つの重大な問題があると考えております。  
一つは、賃金債権の問題であります。  
本法案において賃金債権は一般優先債権とされ  
るわけでございます。

渡の問題でござります。

今日、企業の倒産やリストラが国民の寿命さえ縮める状態へと転落しつつございます。

連合は、こういう事態の中で、政府や経営者の方々に対して、我が国の長期安定雇用の慣行を守るべきことを、そして倒産の防止と企業の再建につ

統けまして、倒産法制定全体の改革に関する基本的な改革の考え方をまとめ、その早急な実現を求めてきたわけであります。

ていますが、それは企業再建の場合のことであつて、やむを得ず破産に移行する場合には優先債権とならないこととなっております。すなわち、会社更生法では質金債権は共益債権とされているため破産多門寺に優先的な財团債権となります。

の悪用を促進しよう、そう考えられる提案があると知り、大いに驚き、怒りを覚えたわけでござります。その提案は、一言で言えば、会社再建の途上で会社のいわば切り張りを行つて、売れる部分のみを売り、残る部分は清算する、そのために使

めの施策が必要である、その強化が必要であることを訴えてまいりました。その中で、特に重要な課題が倒産の防止と企業再建に関する法制の整備であると考えております。

私どもはまず、この法案についての提出に至る経緯に問題があると考えております。それは、我が国の倒産法制度は、現在破産法等を含めた全体を改革すべき時期を迎えていたにもかかわ

この法案ではそのように扱われておりません。  
連合は、本法案において適切な配慮が行われ、  
かつ、破産法が同時に見直されることにより資金  
債権の扱いが改善されることを求めてまいりまし

える法案にしてはどうか、このような提案としか受けとめられない内容でありました。これは、我々のみならず、再建型の倒産法制の確立、和議法の適切な全面改正を求めてきたすべて

この倒産法制の整備に関しまして、連合、私どもは、一九九六年にヨーロッパ、欧州に倒産法制に関する調査団を派遣いたしました。これは、欧州各国におきましては倒産法制の整備が進められている、こういふ話を聞きまして、我が国にとつてこれが大変重要な参考になると考へたからでござります。

らず、また、その方向で検討が進められていたにもかかわらず、和議法の改正のみが先行したことあります。このため、本来であれば同時に審議されるべき破産法の全面見直しや賃金債権などにかかる実体法の改正などが先送りされておりまます。このような状況は倒産法制の改正について先進国にふさわしいものとは言えない、このような

そこで我々が見ましたものは、倒産法制度は企業の再建を図るものに大きく動いて、労働者の未払い賃金などの労働債権に十分な配慮が行われている場合が多い、倒産法制度の運用において労働者代表の参加が確保されている、その他の新しい法制度の姿でございました。

思いを強くしております。  
改正法案の内容につきまして、その方向自体は  
国際的な倒産法制改革の流れに沿つたものであ  
る、そして、後に述べますような問題点が解消さ  
れるのであれば、基本的には支持できるものと私  
どもは考えております。

これに対しても我が國の状況は、御案内のとおり、破産法、和議法という基本法が七十五年前の大正時代に策定された当時の骨格を残すという大変異常な状況が続いております。特に、企業再建の法制の中心であるべき和議法が活用状況が非常に低い、再建計画の実効性が低い、労働組合の関与が全くない、それらの重大な問題がある、これ

思いを強くしております。  
改正法案の内容につきまして、その方向自体は  
国際的な倒産法制改革の流れに沿つたものであ  
る、そして、後に述べますような問題点が解消さ  
れるのであれば、基本的には支持できるものと私  
どもは考えております。

る、また情報開示等についての規定が盛り込まれることなどあります。

これらの内容につきましては、次に述べます問題点を解決し、法が適切に運用される場合には中小企業の再建に資するものになると期待をしています。しかしながら、今回の法案には二つの重大な問題があると考えております。

一つは、賃金債権の問題であります。

本法案において賃金債権は一般優先債権とされていますが、それは企業再建の場合のことであつて、やむを得ず破産に移行する場合には優先債権とならないこととなっております。すなわち、会社更生法では賃金債権は共益債権とされているため破産移行時に優先的な財団債権となりますが、この法案ではそのように扱われておりません。

連合は、本法案において適切な配慮が行われ、かつ、破産法が同時に見直されることにより賃金債権の扱いが改善されることを求めてまいりました。本委員会におかれましては、賃金債権の問題について十分審議されるとともに、本法案に統いて直ちに破産法の改正を行うよう行政当局に指示をしていただきたい、そのように強くお願ひを申し上げたいと思います。そのようなことがなければ、破産法改正までの空白期間が生じ、民事再生法の適用を受けた後に破産に移行した会社で賃金債権が失われる事態となるおそれがございます。

また、本来、本法案と同時に解決されるべき課題として、租税債権の順位の問題を指摘させていただきたいたいと思ひます。

歐州先進諸国では、倒産法において労働者の賃金債権が租税債権に優先すること、あるいは少なくとも同格であることは常識であります。連合の調査団におきましても、ドイツ、フランス等の労働組合から、日本で賃金債権が租税債権に劣後することを知り、大いに驚いたという声を聞きました。このような事態は先進国としての我が国の体面にかかることがあるとの思いを強くした。した。このような事態は先進国としての我が国したことなどあります。

て、国会として、今後の我が国におきまして、職場で営々と努力し、はじめて働いてきた労働者の賃金債権が租税債権より優先するという方向を明確にしていただきたいと思うものでござります。本法案に関する二つ目の重大な問題は、営業譲渡の問題でございます。

本法案の作成に至る経緯の中で、当初、行政から各界に送付された意見照会の中にはこの問題は扱われておりませんでした。その後、この法案をめぐり、営業譲渡の活用、我々の目からいえばその悪用を促進しよう、そう考えられる提案があると知り、大いに驚き、怒りを覚えたわけでござります。その提案は、一言で言えば、会社再建の途上で会社のいわば切り張りを行って、売れる部分のみを売り、残る部分は清算する、そのため使える法案にしてはどうか、このような提案としか受けとめられない内容でありました。

これは、我々のみならず、再建型の倒産法制の確立、和議法の適切な全面改正を求めてきたすべての人々から反対される内容である、それ以外の何物でもないと考えております。冒頭に述べましたように、現在、職場では過度なりストラが進行する中で、多くの職場から悲鳴に似た声が漏れでておりますが、その中でこのような提案が行われたことに対する、真摯に倒産法制の改革を求めてきた我々の仲間は憤慨をしたわけでございまして、それをお聞きください。

法ではないかという不安が広がり、法の適正な運用に重大な支障を招くことになりかねないと思うわけでございます。ぜひよろしくお願ひ申上げる次第でございます。

営業譲渡に関して、労働組合あるいは労働者代表への意見聴取規定を設けられておりまして、これにより、労働組合のきちんとした組織されている職場ではこの規定が力を持ち得ると受けとめております。しかし、中小企業では労働組合のない職場が多く、かつ、そのような職場は営業譲渡に関する体力が非常に乏しいということが考えられますので、営業譲渡に関する許可基準の法による明確化をぜひお願い申し上げたいと思うところでございます。

民事再生法については、今二つの大きな問題点を申し上げましたけれども、これ以外にも幾つかの課題があると考えております。

その一つは、労働組合等の関与の規定の実効性の確保であります。

本法案では、手続の六つの節目において労働組合の関与が新たに規定されたことについて、私も高く評価しているところでございますが、この規定の確実な実効性を担保するためには、法の運用において、裁判所がその趣旨を十分に踏まえた運用をされることが必要であると考えます。

また、下請企業の労働者の労働債権確保の問題も大変重要であります。本法案では、会社更生法に準ずる差別防止に関する一定の規定が盛り込まれておりますが、その運用に当たり、下請労働者の労働債権にも十分な配慮がされるよう要望いたしたいと思います。

さらに、法の実効性を確保するために、担保権消滅の規定、監督委員の規定などについての適切な運用が不可欠であると考えます。

また、この法案は、条文数が二百十五に上る大きなかつて、施行後にさまざまな課題が生じることもまた大いに考えられるところでございます。その場合には、労働組合や各関係者の意見を聞きながら、法とその運営の適切な見直

しを図るべきことをぜひ国会としてお示しいただければと思っております。  
さて、最後になりますけれども、倒産法制の全面改正に際して、労働者保護法制の確立があわせて必要であることをお訴え申し上げたいと思います。

す。

倒産法制の整備、そして企業再編の法制の整備が進む欧洲では、一九七七年の欧洲連合、EUの指令に見られるところおり、企業の合併、営業譲渡、分割等の再編に際して雇用と労働条件を保護する

法律が整備されております。私は、本来、このよう

な民事再生法を含め、企業組織の変動をもたらす法律の制定はあわせてこのよだな労働者保護法

制が必要であると考えておりますし、私どもは、特に企業分割に関する商法に関して、これが必ず

同様に制定されるべきものと現在訴えているところでございます。ぜひこの問題についても適切な御配慮をお願い申し上げたいと思います。

今回の民事再生法案の審議に関しまして、ぜひ我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経済の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経済の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経

济の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経

济の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経

济の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経

济の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

ひ、我が国が長期安定雇用の役割を守りながら経

济の活性を図る、そして企業の倒産の防止と再建を図る制度の役割を強化していくべきだ、そのための前進に大きく寄与するもの、そういうものに

が、竹下参考人、竹下先生は、法制審議会の倒産法部会の部会長としてこの法案の取りまとめて中心的に携わってこられたわけでございます。しかも、本来は五年ぐらいでやるところを三年でまとめて必要であることをお訴え申し上げたいと思います。

それから、できますれば、先ほどもちょっと触れて、心から御礼を申し上げる次第でございます。

先生から今、この民事再生法の、必要とする背景だとか審議経過だと概要について大変わかりやすい御説明をいただきました。

先生にまず御質問したいのは、しかし、この民事再生法といふのは、倒産法部会として、倒産法の整備のまだ一部というところでございます。これからさらに破産法の問題、いろいろあるわけですが、まさに、今熊谷参考人からも、破産法の整備は早急にやるべきだという御意見がありました。

その倒産法部会長として、今後の倒産法制の整備、今後、どういうスケジュールでどのようなタイミングでやっていかれるおつもりか。これは法務省の意向もあると思うんですけども、部会長として、どういう手順で、どのくらいのスケジュールで、どんなことをこれからおやりになりたいと考えておられるのか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

竹下参考人、それは、私の考えているところを申し上げたいと思います。

御承知のように、倒産法改正作業はまだかなりの部分を残しているわけでございますけれども、恐らく次に緊急性のある問題といたしましては、いわゆる消費者倒産、つまり個人倒産の問題でございます。

現在の法制では、破産法に免責という制度がございまして、一たん破産宣告を受けた後に、すべての財産を投げ出して、残った債務は免除してもらえるということになってしまっておりますけれども、破産を至る前に分割弁済をしてできるだけの支払いをしたら残りは免除してもらえるというような、

そういう制度が必要になるのではないか。とりわけ、住宅ローンなどを抱えている中産階級については必要があるのでないかと考えておりますので、まずこの問題、この手続に関する改正をできれば来年中にでもやりたいと思っております。

それから、できますれば、先ほどもちょっと触れて、心から御礼を申し上げる次第でございます。

先生から今、この民事再生法の、必要とする背景だとか審議経過だと概要について大変わかりやすい御説明をいただきました。

先生にまず御質問したいのは、しかし、この民事再生法といふのは、倒産法部会として、倒産法の整備のまだ一部というところでございます。これからさらに破産法の問題、いろいろあるわけですが、まさに、今熊谷参考人からも、破産法の整備は早急にやるべきだという御意見がありました。

その倒産法部会長として、今後の倒産法制の整備、今後、どういうスケジュールでどのようなタイミングでやっていかれるおつもりか。これは法務省の意向もあると思うんですけども、部会長として、どういう手順で、どのくらいのスケジュールで、どんなことをこれからおやりになりたいと考えておられるのか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

竹下参考人、それは、私の考えているところを申し上げたいと思います。

御承知のように、倒産法改正作業はまだかなりの部分を残しているわけでございますけれども、恐らく次に緊急性のある問題といたしましては、いわゆる消費者倒産、つまり個人倒産の問題でございます。

次に、久保利参考人でございますけれども、先生には、以前「法化社会へ日本が変わる」という本がありまして、数年前それをお書きになつて、先生には御指導いただくわけでございますが、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

○横内委員 ありがとうございます。引き続き御承知のように、倒産法改正作業はまだかなりの部分を残しているわけでございますけれども、恐らく次に緊急性のある問題といたしましては、いわゆる消費者倒産、つまり個人倒産の問題でございます。

一点だけお聞きしますけれども、参考人は長年、企業法務の専門家として活躍をしてこられたわけですから、この民事再生法の手続を運用するのは、主としてはやはり弁護士だということになると思うのです。そういう意味で、この法律をスムーズに、仮に魂を入れるのも、やはり弁護士さんというのが、有能な弁護士さんが運用して

初めてこの法律というものが効果を發揮するわけではありませんけれども、この法律を運用する、そういう企業再建に携わる弁護士の心構えというようなものを、どういう才能を持った弁護士が望ましいのかとか、そんなことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○久保利参考人 参考人の久保利でございます。

大変難しい御質問でございまして、とても弁護士の心構えを言うほど、私、経験も力量もあるわけではありませんが、基本的に、再生法の本意は、やはり経済活性化を与えるといいますか、つぶれたら、それは企業が死亡したわけではないんだ、入院治療をしてあるいはその個人はもう一遍やり直しがきくんだということに資するための法的手段だろう。

そういう意味で、これは弁護士もそうでござりますし、裁判所もそうだと思いますけれども、とにかく前向きに、再生できるようやついためにはどうしたらよいか。要するに、後始末という、お葬式というふうな整理で倒産はしばしば思われるわけでございますが、再生型のものは、むしろ再生してこれからもう一遍やり直していくんだという、よみがえつていていく方向にいかに法律といいうものが経済に資することができるか、その観点を裁判所も弁護士も関係者も皆、腹の中にしっかり置いた上でこの手続を運用していく、これがしたがって、後をどう始末する、整理をするというのではなくて、活力を与えて、もう一遍やり直すということをポイントに考えたい、私自身の自戒も含めてかように考えておるところでございます。

○横内委員 次に、熊谷参考人に伺いたいんです  
が、ただいま御意見を承りまして、連合としてもこの倒産法制について大変に勉強しておられて、かつ、労働者の立場からしっかりと見解を持っておられるということで、敬服をしたわけあります。

ただ、鷺尾さんが法制審の委員をしておられ、それから熊谷参考人は倒産法部会の委員もしておられた。当然、そういう場で大いに今のようなことはおつしやったんだろうと思うんですね。その結果として、この民事再生法の答申について賛成をされたというふうに聞いているわけでございません。

ですが、今のお話を聞くと、評価はするんだけれども、しかし基本的にはこれは評価できるなんですが、だから結局、いろいろ問題はあるけ

いはずなんであって、ちょっと言い方がうまくないんですけど、だから結局、いろいろ問題はあるけれども、しかし基本的にはこれは評価できるん

だ、そういうスタンスで賛成をされたのかという

ことですね。どうも、法制審議会におけるスタンスと今おっしゃっていることとの、説明を多少し

ていただく必要があるんじゃないかなという気がするんです。うまく説明できませんが、ぜひひとつよろしくお願ひします。

○熊谷参考人

御質問、どうもありがとうございます。

連合は、法制審議会の審議に参加いたしましたて、特に破産法、和議法の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、会社が清算をする代をつくらうということに対し、つくること

に反対であるというような対応はとらない。そして、法律というのは、あるいは法案要綱というの

は、各界の、そしてまさにこういう審議の場を通じて、諸先生の御見識でいろいろな形の配慮がされていただけるものだ、このように考えておりま

して、そういう意味で法制審議会あるいはその部会の審議に積極的に参加をいたしまして、同時に、先ほど申し上げたような現場の声をお伝えしてきました。

連合は、法制審議会の審議に参加いたしましたて、特に破産法、和議法の問題につきましては、

先ほど申し上げましたように、会社が清算をする代をつくらうということに対し、つくること

に反対であるというような対応はとらない。そして、法律というのは、あるいは法案要綱というの

は、各界の、そしてまさにこういう審議の場を通じて、諸先生の御見識でいろいろな形の配慮がされていただけるものだ、このように考えておりま

して、そういう意味で法制審議会あるいはその部会の審議に積極的に参加をいたしまして、同時に、先ほど申し上げたような現場の声をお伝えしてきました。

○横内委員

ありがとうございました。

○武部委員長 坂上富男君。  
○坂上委員 まず最初に、竹下先生にお伺いをしたいのですが、これは全く素人といいまして、和議法は数百のレベルにとどまっている、本当に問題である、こういうふうに考えまして、鷺尾会長が法制審議会の委員として、私が倒産法部会の委員として審議に参加をしてまいりました。審議には、各界の経験豊富な方、あるいは各弁護士の方、学識経験者の第一人者の方、あるいは各省庁の方が参加されまして、それぞれ大変な意見をお持ちでございました。

したがいまして、我々としては、最後までこの問題の問題点に反対だからこの法案は全く反対であるという態度をとるということは非常に後ろ向きの態度ではないのか、この法案がこういう形で

動き出したこと自体については前向きの方向でありますのが、きょう資料でお渡しを申し上げております。同時に、現場では、先ほど申し上げたよ

うに、連日解雇リストその他の問題が発生しておおりまして、その討議の中で、この二つの重要な問題は残されているということをきちんと表明いたしました。

問題については、これは極めて重要な問題であるということで、法制審議会の八月二十六日の確認のときにも、鷺尾会長・委員の方から、この二つの問題は残されているということをきちんと表明いたしました。

しかし、これだけ各界の方々が大正時代以来の法律をつくらうということに対して、つくること

に反対であるというような対応はとらない。そして、法律というのは、あるいは法案要綱というの

は、各界の、そしてまさにこういう審議の場を通じて、諸先生の御見識でいろいろな形の配慮がされていただけるものだ、このように考えておりま

して、そういう意味で法制審議会あるいはその部会の審議に積極的に参加をいたしまして、同時に、先ほど申し上げたような現場の声をお伝えしてきました。

連合は、法制審議会の審議に参加いたしましたて、特に破産法、和議法の問題につきましては、

先ほど申し上げましたように、会社が清算をする代をつくらうということに対し、つくること

に反対であるというような対応はとらない。そして、法律というのは、あるいは法案要綱というの

は、各界の、そしてまさにこういう審議の場を通じて、諸先生の御見識でいろいろな形の配慮がされていただけるものだ、このように考えておりま

して、そういう意味で法制審議会あるいはその部会の審議に積極的に参加をいたしまして、同時に、先ほど申し上げたような現場の声をお伝えしてきました。

○横内委員

ありがとうございました。

○武部委員長 坂上富男君。  
○坂上委員 まず最初に、竹下先生にお伺いをしたいのですが、これは全く素人といいまして、和議法は数百のレベルにとどまっている、本当に問題である、こういうふうに考えまして、鷺尾会長が法制審議会の委員として、私が倒産法部会の委員として審議に参加をしてまいりました。審議には、各界の経験豊富な方、あるいは各弁護士の方、学識経験者の第一人者の方、あるいは各省庁の方が参加されまして、それぞれ大変な意見をお持ちでございました。

したがいまして、我々としては、最後までこの問題の問題点に反対だからこの法案は全く反対であるという態度をとるということは非常に後ろ向きの態度ではないのか、この法案がこういう形で

う言葉を非常に強い意味にといいますか厳格な意味で、企業がどうにも立ち行かなくなつて、例えば危篤状態に陥つてしまつたと/orを倒産されると、どうふうに考えるのだとすると、そうなつてしまふとなかなか立ち直りは難しいということになりますから、倒産一步手前で、この手続でまた健

康体に戻すのであるという説明の仕方になるかと思いますが、そもそも、健康状態に病院へ行かなければ危篤状態に陥つてしまつたと/orを倒産されると、どうふうに考えるのだとすると、そうなつてしまふとなかなか立ち直りは難しいということになりますから、倒産一步手前で、この手続でまた健

くほつておくと死に至る病であれば、通院する程度のことであつたって、やはり再生法の対象といふふうに考えてよろしいのではないか。

ただ、一般の人にはかりやすくするために、通院している程度のことと再生法などということになりますと、それは逆に、債務者が、余り悪くもないのに債権者の債権をカットしたりさまざまなことをやるというのは、むしろ債権者に迷惑をかけ過ぎるのではないかという批判も出てくるだろうということで、わかりやすく言うと、はつておくると危ないという意味で入院という表現を私は使つたわけであります。

そういう観点からいいますと、ただいま竹下先生がおっしゃったように、死亡には至っていない、あるいは危篤には至っていないが、このまま放置すればそななる可能性のある状況、この人をどうするかというものがこの法律の目的だ、こう理解をいただければよろしいのではないかなどいうふうに考えますけれども、いかがございましょうか。

○坂上委員 実は、この間私が質問を、法務省を中心にしてさせてもらいました。やはり、結構聞いている人がいるのですね。私の質問にこうだといつて連絡が来ました。

と申し上げますのは、もしもこれが申し立てをすると、帝國データバンクはどう対応するか。これはもう倒産だ、こういう発表をするそうです。そこで、本当に我々が倒産一步手前で再建をさせてくださるならば、帝國データバンク——これは私は又聞きますからあるいはそならぬのかかもしれません、一応私に連絡をしてきた人はそう言っているのです。したがって、私は、まさかそこまで話が進んでいるとは思わなかつたのです。

それで私は、民事局長さんに、倒産という概念はどうなんだと。どうもあなたたちを見ると再建再建と言つけれども、もう倒産だ、倒産の再建設しようとするようなやり方はちょっとおかしいんじやないか。これはやはり倒産しない、一步前なんだというような概念が正しいんじやなかろう

か。そうだとするならば、あなた方は不用意に倒産という言葉を使い過ぎているんじゃなかろうかという趣旨のことを私は申し上げたわけでござります。

それを聞いた人が私にそういうような話をしで、申し立てをしたら、例えば、会社更生法の申し立てをして事実上倒産した、こういう新聞でし立てをして事実上倒産した、こういう新聞です。それから、会社整理の申し立てをして事実上倒産した、こういう記事が載るわけでござります。そういたしますと、事実上倒産したということが新聞にあるのは報道されますと、これを再建するというのはなかなか、致命傷になるのじゃなからうかと実は思つておるわけでございます。

そこで、法務省の答弁といいたしましては、中には破産原因があった場合にこの申し立ててもすることができるの、これは倒産だ、しかし、あるいはおそれだけだったら倒産ではないだらうというのでなかなか難しいという話なんですね。

やはりこれは、竹下先生、今そういう連絡が来ていましたが、先生方は確かに御専門家でござりますから、倒産法制はどうあるべきかという議論で、それはどう意識されないで、実務の形の中で大変影響が大きいのじやなかろうか、せっかく先生方がつくってくれても、本当に使うに使われないのじやなかろうかと私は実は心配をしているわけです。

だものでございますから、まず久保利先生、今私が言ったのは、全く私たちの実務の、いわゆる町の話です。しかし、これはまた極めて重要なことで、こうやって片つ端から倒産だ倒産だといつて書かれたら、果たして利用する人がいるのだろうか、再建可能なんだらうかと大変危惧をいたしますが、先生、まずこの点はどう思いますか。

○久保利参考人 本日、私は東京商工会議所の推薦を受けて出てまいりまして、まさに町の中小企業の方々の気持もというのはよくわかるつもりでございまして、私は、この手続に入った会社を一口に倒産というふうに、もしデータバンク等々の信用調査機関が倒産だというふうに言うの

であれば、それはしさか違うではないかな。  
と、まさに再生を目指して再生手続に入ったわけ  
でございます。

そういう意味でいいますと、やはり倒産とい  
うイメージは、事業所閉鎖とか事業継続不可能とい  
うことで、どうしても清算型、もう会社がなくな  
るというふうにいくと思いますけれども、また再  
生をしていく、しかも再生していくときにゼロに  
なってしまうのではなくて、債務者が社長を続け  
ながらやつていく手続が十分認められるわけでござ  
いまして、管財人はいないケースを十分想定し  
ています。ということになりますと、前の人があそ  
のまま社長を続けながらまた会社を再生していく  
というのを倒産というのだろうかというふうに考  
えれば、私はむしろ、一般的これを利用する経営  
者たちにとっては、倒産ではないと言つてもらう  
た方が利用しやすいということにはなると思いま  
す。

○坂上委員　まさにそのとおりでございます。  
私はそのとき悪口を言いました。盗聴法のとき  
は盗聴法を使うなどといつて新聞社に文句をつけた  
のだから、ついでに、もしそういうような事態が  
あつたら、法務省は責任を持つて、これは間違  
であると片づ端からひとつやりなさいよ、こう民  
事局長に私は申しました。そんなようなことでござ  
りますものですから、実際は先生おっしゃるど  
おりだらうと私は思うのです。

そこで、竹下先生、確かに先生おっしゃるよう  
に、まかり間違えますと倒産一歩手前になつてい  
るかもしれない、こういうことでござりますが  
ら、私はやはり倒産と認定すべきじゃない、書い  
ていただくべきではない、こう思つてるのでござ  
いますが、先生は法制審議会の立場においてそ  
の点はどのようなお考え方ですか。

○竹下参考人　それで、お答えいたします。  
先生おっしゃるよう、この手続は事業の再生  
を目的としているわけでござりますから、そ  
ういう意味では、通常言われておりますような、倒産  
でもう全部事業は解体、清算をするというのとは

違っております。

しかし、再生をするための手段でございますが、じゃ、どうやって事業を再生させるかと申しますと、結局は、債権者の権利を一〇〇%認めおいたのではなかなか再生は難しい。結局、債権者の権利を部分的にカットしてもらう、あるいは支払いを延期してもらうということになる、大部分の場合はそうなるざるを得ないというふうに思いますので、そのことをもつて事実上倒産とさうであれば、それをあなたがち間違いだというふうに言い切るわけにもまらないだろうというふうに思っています。

しかし、先生が御指摘のように、この手続が開始されたらもう事業は成り立ち得なくなるんだといふようなイメージで受け取られるということは、この審議に関与した者としては甚だ不意でございまして、これは本当に事業を立ち直らせるための手続でございますから、そういうことは十分に周知を図つてまいりたいというふうに考えております。

○坂上委員 法務省が、再生法の概要と題する書面を僕らに配付していただきております。この「立法の目的」の中に、「和議法に代わる新たな倒産処理手続の基本」だ、こうあるのですね。

和議の申し立てをしても、事実上倒産したと報道されます。したがって、和議にかかるべきものだというから倒産手続になるのじゃなかろうか、認識は倒産だと。そして、一般の報道や経済界の認識は倒産だと。そして、一般的なところに、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な再建型倒産処理手続を新設する。こうあるのですね。私は、どうもこの再建型倒産処理手続というのは矛盾する言葉だろと思うのです。

そんなような意味からも、法制審議会はそういうことを本当に考えになつた上でこのことについて対応しておられたのか、いわゆる倒産法制度を

どうすべきかという議論の方が立って、一般的の経済運営の形、経済生活の中ではそれほど御配慮なかったのじやなからうかと実は、失礼ですが、この法律を見て私は感じたことなんでございます。率直な御意見を賜りまして、私は、ぜひこれは、特に商工会議所の弁護士先生がお出かけですから心強いことなんですが、もうこの法律成立前に、新聞報道その他の報道で倒産と言わないでくれ、こういうふうにやはりやらなければ、やるとやらぬでは大違いじやないか、こう実は思つてゐるわけでござりますが、先生、その点、法制審議会での意見は、いわゆる経済生活、経済運営状態を見て、これはやはり倒産手続なんだというふうに御理解になつたのか、いや、それほどまでに考えなかつたとおっしゃるのか、大変失礼ですが、お答えいただければと思ってます。

○竹下参考人 それでは、申し上げます。

法制審議会では、通常の事業經營が行き詰まつた、それをどうやつたら実効的な事業の再建ができるか、そのため、従来の和議では立ち行かない、和議では実効的な再建ができない、したがつて和議にかわるものっと実効的な手続をどのように工夫するかということを主として念頭に置いていたわけござります。もちろん、民間のデータバンク等がこれをどのように評価するかというようなところまではとても法制審議会のメンバーが考えていたわけではございません。

和議にかわる倒産手続という表現が使われたということでございますが、これはこの法案の附則で、和議法は廃止するということになつておりますので、そういう意味では、やはり和議法にかかるという役割を持つことは間違いないというふうに思います。

ただ、それを先生おっしゃるような意味で倒産の話で恐縮ですが、どちらでもいいというわけに

もいかないんですが、できたらこれは、病院だつたら通院程度だと。入院しますと、あいつはがんばとかもう再生不能だと、そういうのは出るんですよ。やはり私はこれは商工会議所も、通院程度なんだ、一週間に十日も行けば治るんじやないかといふところが先生のお仕事なんじやなからうかと思つてます。大変失礼な提言でござりますが、お願ひをしたい。

私の言つている帝国データバンクがあるいはそこには失礼かもしません、電話してきた人は、その人が言つてきたわけじやありませんの

で、そうだそうですがきつとしてください、こ

ういうお話を実は來ていたものですから、本日取り上げさせていただいて、私も、実はそこまで準備もしないで民事局長さんに質問を続けていたん

ですが、やはり聞いている人は聞いておつて、私に知恵をつけていただいて、非常に勉強になつた

なと思ったわけでござります。

だから、熊谷さんに質問いたします。

租税公課、租税関係といわゆる賃金債権の劣後性についてでございますが、これはILO条約を

日本が批准していなくて、ILO条約がこういう

ことをしちゃならぬというふうになつておるんで

すが、この点についての御見解をひとついただきたい。

いま一つ、これから起きてくる問題ですが、營業譲渡、あるいは会社を分社したとか、こういう

ことになりますと、今までありました労働協約が

効力があるとかないとかということが今裁判所で

しょっちゅう争われて、積極説、消極説、二つ出

ているわけでござります。これでは労働者ははたまたものじやありません。營業譲渡ばかりされ

て、身分がそのまま継続するとか労働協約はその

まま継続するなんというのは当たり前だと私は思つてゐるんですが、これがまた裁判で争わなければならぬほど我々は不便を感じてゐるわけでござりますし、また、労働者にとっては大変な負担になつておるわけでございます。

こういうのはこの中に明記しなさい、私はこう

言つてゐるんですかが、また次の通常国会になりま

すと商法改正になつて、分社とかいろいろ、分割とかまた出てくるんだどうでござります。これは

もう大変な問題が含まれていて私は実は思つてゐるわけでござります。

この際、私は、その第一歩として、営業譲渡の

場合においては労働関係は從前どおりというよう

な文を入れないとも思つてはいたのでござい

ますが、なかなか容易ではありません。労働省に

この間来てもらつたけれども、その辺明確な答弁もできないという状態なのでござります。これ

は、今まであるならば自分らは当然の権利として協約に基づいて権利を守れたのに、営業譲渡さ

れたらどうなるかわからぬなんて、こんなばかなかな

ことはあってはいけないと私は思つてゐるわけですが、その二点だけお話ししください。

○熊谷参考人 御質問ありがとうございます。

まず、ILO条約のことですけど、これが営業譲渡

も、これはILOの百七十三号条約、一九九二年の

使用者の支払い不能のときの賃金債権の確保の

条約のことをおっしゃったと思います。

ILO、国際労働機構の本部には、連合から伊藤顧問を理事に派出している関係で、条約の制定に十分責任ある立場で参加をしておりますけれども、この条約は大変な論議になつた条約でござい

ます。

特に問題になりましたのは、一つは賃金の優先

権をどういうふうに位置づけるかという問題、そ

れから賃金の支払い保証の保険制度をどのように

考へるかという、この二つがこの国際条約で大変

大きな問題になつてしまりました。

この中で連合は、アメリカあるいはイギリス、

ドイツの労働組合の仲間と連携をいたしました

ときに、やはりこれのみで認めるわけにはいか

ないし、恐らく国会の諸先生もそのような御判断をしていただけるものというふうに思つておりますので、そういう意味で、労働者保護法制の整備がいいよ確實に必要ではないか、ぜひこの点についても、先ほど申し上げましたけれども、格段の御配慮を諸先生にお願い申し上げたいと思ひます。

○坂上委員 どうもありがとうございました。

○武部委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でござります。三人の参考人の先生方、大変ありがとうございました。

実は、私自身、長野で弁護士をしているんですが、今からちょうど二十五年前、一九七四年の十二月に、私の地元の、従業員百人ぐらいの、紳士服、子供服、婦人服をつくっている縫製会社、これが四億円の債務をつくって倒産をいたしまして、裁判所から任命をされまして会社更生管財人をやりました。十五年やりました。

日本の社会で中小企業が、こういう中で再建をして生き抜くというのがどんなに大変なものであるか、十五年間私は、もちろん法律管財人じやありません、業務管財人、兼務する管財人として身をもつて体験してまいりましたので、そんな経験も踏まえまして、三人の参考人の皆さんに幾つか御質問させていただきたいと思います。

竹下参考人にお聞かせ願いたいのですが、再建型の倒産手続の一般法として、今回、民事再生法が他の倒産法に先行して立案され、この国会に出されてきたわけです。もちろん、他の再建型倒産法は会社更生法と商法上の整理であります。が、本来これら倒産法は、法律の概念、債権の概念も含めて整合性をきっちり持つて出されてこなければならぬ性質のものではないかと思ひます。労働債権をどう扱うかについて、どの倒産法を利用するかによって労働債権の扱いが違う、租税債権の扱いが違うなんということがあるのです。

そこで、まずお伺いしたいのです。今回、民事再生法が先行して立案され、提案されてきているんですですが、他の倒産法との整合性を竹下先生どうお考えか、あるいはまた法制審議会としてどう考へているのか。そしてまた、すみ分けという問題、こういう型の破綻の場合にはこっちの方の法律を使い、こういう型の破綻の場合にはこっちの方の手続を使うというようにすみ分けを法制審は考えているのか、あるいは竹下先生は考えておられるのか。その根本問題について、率直なる御意見なり今後の法制審の討議状況をお聞かせ願いたいと思うんです。

○竹下参考人 どうも御質問ありがとうございます。

した。

ただいま御指摘の他の再建型倒産手続、とりわけ会社更生それから会社整理と今回の民事再生手続との整合性ないしはすみ分けをどう考へているかという御質問でございますが、御承知のように、会社更生手続は株式会社だけを対象にしており、しかもその手続の構造から見ましてかなり大きな規模の会社ということになるかと思ひます。

会社整理も株式会社でございますが、これは御案内のように、非常に当事者の自主性と申しますか、手続外で当事者間でいろいろ話をすると、裁判所がいろいろな当事者間の話し合いを進めるに当たって必要な枠組みだけをいろいろ決めるというようなタイプの手続でございます。

今回の民事再生法は、先ほど申しましたように、対象といつしましては主として中小の事業、それから会社以外の法人、この場合にはかなり規模の大きな、学校法人とか医療法人とかいうようなものも対象になると思います。それを対象といふうに考えておりますので、対象の面では一応すみ分けといいますか、もちろん、境界線の問題になつてくるとどちらへ行くかというのは申し立てをする債務者なり債権者なりの選択に任せられることになりますけれども、手続のあり方としては一応対象を異にしているというふうに申し上げることができます。

ただ、会社整理は非常にそこらは漠然としておりますのでこの手続とダブつくる面があると思うますが、私どもいたしましては、民事再生手続が十分機能するようになれば会社整理手続は余り利用されなくなるのではないか、そういう見通しを持っております。

差し当たり、それだけお答えさせていただきます。

○木島委員 現状でも会社整理というのはほとんど利用されない状況です。そうすると、民事再生法と会社更生法と二つ残るわけですが、率直に言つて、今竹下先生お話しのように、今の日本の裁判所の運用ですと、会社更生法といいのは中小企業にはほとんど適用されない、してもらえないわけです。私は、二十五年前でしたし、本当に小さな縫製会社でしたが、農村のその地域にとっては従業員百人というのは大変大事な企業だったのです。幸うじて会社更生が適用になつて悪戦苦闘したわけなんですが、今の日本の裁判所だったら絶対この程度の破綻では会社更生なんか認められない運用だと思うんです。

そうすると、会社更生法といいのはほとんど一部上場のような大きな企業しか日本の裁判所は適用しないというような現状を考えますと、日本の中小企業が救われる道は、もう基本的にはこの法案である民事再生法しか頼りにならぬということになると思うんですね。恐らく中小企業に利用されるのではないかという御答弁はそういうことを想定しているかと思うんです。

確かに、会社更生法のようには全面的に担保権も手続の中に取り込んでくるといふうに比べますと抵当権に対する制約は弱いかと思ひますけれども、しかし、事業の再建という観点から見ますと、私どもとしましては、かなり大きな前進をいたしました。それが、それから事業の再生に不可欠であると、いう場合には抵当権消滅請求ということもできるようになりますて、抵当権を抹消することができます。

今回の民事再生法では、ただいま御指摘になりましたように、開始前の保全処分といたしましては抵当権の実行をとめられるということにいたしましたし、それから事業の再生に不可欠であるとこの法律、民事再生法は、一部、中止、包括的禁止というような形でとめることは法の仕組みがありますけれども、非常に弱いんじゃないかなと思ひます。それだけお答えさせていただきます。

○竹下参考人 御指摘のように、担保権の実行、とりわけ抵当権の実行でございますが、これをとめられなければ企業の再建はあり得ないというのは、もう私どもも十分認識しているところでございます。

今回、民事再生法では、ただいま御指摘になりましたように、開始前の保全処分といたしましては抵当権の実行をとめられるということにいたしましたし、それから事業の再生に不可欠であるとこの法律、民事再生法は、一部、中止、包括的禁止というような形でとめることは法の仕組みがありますけれども、非常に弱いんじゃないかなと思ひます。それだけお答えさせていただきます。

○木島委員 もう一点だけ。やはり、租税債権、滞納社会保険料等の公租公課の徴収との関係といふのは非常に大事なんですね。私は、この倒産法で、まず国税徴収法の公租公課最優先といふ明治以来の日本の確固たる原則、これに修正を加えることが必要じゃないかと思つてます。

その辺、大蔵省の圧力といふのはすさまじいものであつて、国税徴収法の大原則、もう公租公課最優先なんだというこれを変えようとする姿勢は全く見当たらないんですねが、ここはひとつ法務省なり法制審としては本当に、中小企業再建のため

に公租公課ちょっと待てという仕組みをつくり出  
す絶好の機会じゃないかなと思ふんですよ。まさ  
にそれをこの民事再生法でやつてはしかったなと  
思ふんですが、公租公課最優先の原則と中小企業  
の立て直し、法の優先順位の問題、その辺どうお  
考えでしようか。

○竹下参考人 確かに、公租公課の問題も企業の  
再建にとっては大変重要な、ある意味では死活問  
題という要素があることは御指摘のとおりだとい  
うふうに私どもも十分認識しております。

ただ、この法案では手続の骨格は余り複雑なもの  
にしないというために、この手続上の広い意味  
で当事者と申しますか、再建計画に従って手続に  
入ってきて弁済を受ける、これは一般債権者とい  
うことにいたしまして、担保権を持つている債権  
者あるいは実体法上優先権のある債権者は手続外  
で権利行使することを認めるということにいた  
しました。この点は、御承知のように労働債権もまた  
同様でございます。そのため、租税債権もまた  
実体法上優先権のある債権でございますので、こ  
の手続から外れているわけでござります。

しかし、倒産法廷における租税債権の債権者相  
互間での順位の問題というのは、労働債権の同様  
の問題とともに非常に重要な問題でございまし  
て、これから倒産法部会の方でも十分検討する重  
要な課題という位置づけになつておりますので、  
改めて今の御指摘も踏まえて十分検討させていた  
だきたいと思います。

○木島委員 ありがとうございます。

実は、私が会社更生管財人をやつていたときには  
消費税がまだなくて、消費税の重圧はなかつた  
から救われたんです。今、日本の租税債権の方の  
仕組みは、租税債権の中でも消費税最優先でしょ  
う。今真っ先に滞納するのは消費税なんですよ。

ですから、消費税の滞納を法の力で抑えられな  
かったら、どんな立派な倒産法廷をつくったっ  
て、税務署によって倒産させられますよ。しかも  
消費税率が5%で滞納額も非常に大きくなつてい  
るそういうときだけに、本当に中小企業を消費税

の重圧から守るというためにも、ぜひ、そういう根本問題についてもこれからささらに法制審で論議を深めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、久保利英明参考人にお聞きしたいと思うんです。

まで私的整理に潜っていたものがこの法的整理に浮かび上がってくるという問題。すなわち、和議法が十分機能し得なかつた分を再生法がきつちりとした法律としてすくい上げるということがあるでしよう。

もう一つは、仮に私的整理でいくにしても、審理といいますか、法的整理になつたときになどどうなるのか、法的な手続に乗つたときにどうなるのかを事前に予測をして、裁判所に持つていいかしないで弁護士同士、あるいは債権者、債務者間で協議をして進めていく、そういう私的整理の方法もござります。

そこで、そういうことをさせないということが非常に大事だと考えておるわけなんで、お聞きしたいんですが、現下の日本経済の状況で営業譲渡の際にリストラ、首切りというものがどんな状況になつてゐるのか、実態をお聞かせ願いたいということと、それを抑えるにここをこういう法制度にしてもらいたいという一番のポイント、もしまずぱりと言つていただければ幸いですが。

○熊谷参考人 御質問、どうもありがとうございます。

営業譲渡の実態のお話ですけれども、現在連合では、何でもダイヤル相談ということで、全国の四十七の都道府県支部において労働相談その他を進めておりますけれども、営業譲渡に伴う不当な解雇あるいは事実上の解雇の裁判例の抜け道による激しいリストラ、このようなものがかなり増加をしている、こういう報告が来ております。

また同時に、営業譲渡の形も大変複雑になつて、あるところから次のところに営業譲渡をして、さらに営業譲渡をする、事実上はその最初となる最後のところに営業譲渡をするだけれども、そこにいろいろな形をとるというようなことが、また最近、新しい動きとして出てきております。こうなりますと、営業譲渡一般に対していくいろいろな問題も、より多くの面があります。

保証あるしに運動もかかたが莫じい面がある。それで、営業譲渡を続けた形の営業譲渡といいますか、このような問題に大変苦労をしているところでございます。

そういう今までの運動の中で我々としてぜひお願いを申し上げたい点は、この営業譲渡については二点ございます。

一つは、それぞれの法案、今回はこの民事再生法案の中で商業譲渡について、本来の法律は企業を再生するための法律でありますから、これが間違っても企業を解体し、労働者が頭頃に迷うような方向に悪用されないように、こういう激しい時代でありますので、何とか悪用できないかという動きは必ず起きるというふうに残念ながら考えなん

くてはいけません。その点で、特に体力の弱い小規模事業場の場合には、営業譲渡をしてなおかつ多くの企業は生き残るという体力が不十分などころについて、営業譲渡については企業の再生が目的であるという点について、この許可基準を法律にぜひ明示していただきたい。それによって、ここがよりどころになるというふうに思つております。

また同時に、営業譲渡というのはいろいろな形で行われますし、また、この法律とも関連して、あるいはそれ以外の場面でもさまざま形で動いてまいりますので、この修正とあわせて、先ほどお願い申し上げました労働者保護法制、このよるもの、解雇の規制の法律をぜひ国会で御議論をしてまいりたい、こう思つております。

○木島委員 ありがとうございます。終わりま

○武部委員長 保坂展人君。  
○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。  
きょうは三人の参考人の先生、ありがとうございます。  
まず久保利参考人に伺いたいんですけれども、これは、従前の裁判所のリズムというか、時間の尺度といいますか、こういうことをそのままいつたんじや余り意味がない、二十一条に関して柔軟に迅速にやつていただきたい、こうおっしゃつたわけなんですねけれども、ちょっと私、危惧をいたしましたのは、つまり、厳格にやると時間がかかると。柔軟かつ迅速にというときに、やはり厳格かつ迅速ということが本来求められるのではないかと思うのですね。そうした裁判所の認定などが、やはり時間、資料など不足していくほとんど表層をなでるだけの認定になつてはならないと思います。

ここはやはり難しいところだと思います。確か

に、裁判所のリズムに任せておいたんじやこういう法制度をつくつても意味がないじゃないか、そのとおりだと思うのですが、具体的なイメージとして、現在どの程度の時間がかかるかといふとおりだと思つて、久保利参考人がこのぐらいのリズムでといふのは一体どうかが、具体的なイメージとしては、現在我が程度の時間がかかるかといふと、久保利参考人がこのぐらいの期日なのかも含めてお願ひしたいと思います。

○久保利参考人 御質問にお答えいたします。

私はとしては、特に二十一条の関係でいいますと、厳格に一体何を審査するのかという対象の問題があると思うのですね。二十一条の対象といふのは、要するに、一つは破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるかないか、そのことについて開始決定をしていくこうというきについても、弁済期にある債務を弁済することができるかどうか、こういうような問題ですね。

そうすると、特に現在の場合一番問題なのは、会社更生の場合には、会社再建の見込みがないとは言えないという状況を証明するために一生懸命立証しているうちに事業継続ができなくなつてボンヤつてしまふ。結局、そのことを厳格に証明せよというがゆえに、そのときだつたら実はそういう事実があつたのにもかかわらず見込みがなくなつてしまふというマイナス面が私の経験からします。

したがつて、この民事再生法そのものについ

て、先ほども申し上げましたように、できるだけ柔軟で、かつ手続開始の原因の一つである破産の原因である事実の生ずるおそれのあるときといふものを、マルクマールをいろいろなものを出していなければ、商工ローンの厳しく取り立て、あれで宮城県だけで、私の郷里なんですが、一ヵ月ですか、非常に短い間に自殺されてしまうなど大変な被害が広がつているわけですから、これが、一ヵ月ですか、非常に短い間に自殺されることがあります。

そこで、そういう裁判所のガイドライン等々がある程度つくられてまいりますと、タイムリーな開始ができるのではないか。そのときの時間の問題でござりますが、正直申し上げて、私も、この手続が例えれば従来の和議法の概念と大分違う概念

でございまして、むしろミニ会社更生みたいな考え方方が相当入つておりますので、和議法との比較ではなかなか考えられない。

従来の会社更生でいいますと、実は私は、一番早い開始決定をとつたのは申し立て以後二週間と

いうのが私のスピード記録でございまして、保全は物すごくうまくきました。先生おっしゃるとおり厳格ではなかつたかもしれませんけれども、管理人も置かないで二週間で開始ができた。これかなり柔軟にしてかつ迅速な御判断をいただきました。

ということは、先ほどのこの御審議の中でも明らかなるとおり、倒産だというよりも、むしろ再生手続なんだというところにウェートがあるとすれば、その手続に乗つてくる人はなるべくその手続に入れてあげる、その上で、早くやつてみて、だめなものは早くもう破産なりなんなり処理をするしかないわけですが、少なくとも入り口から手続に乗つけるまでは二、三週間でやつていただきたいというふうに実は私は個人的には思つています。

もう一つは、共益債権化できるという、この許可の百二十条の問題がありますが、開始前の借入金をどう考えるか。それは、開始になつてしまふ、ある意味では共益債権化といふことは当然でありますので、したがつて、一つ問題は、先ほど申し上げたように開始前の運営をどうするかといふのが大問題でありまして、開始が早く出るということになりますと、このファイナンスの部分がかなり楽になつてくるということが言えると思います。

もう一つは、共益債権化できるという、この許可の百二十条の問題がありますが、開始前の借入金をどう考えるか。それは、開始になつてしまふ、ある意味では共益債権化といふことは当然でありますので、したがつて、一つ問題は、先ほど申し上げたように開始前の運営をどうするかといふのが大問題でありまして、開始が早く出るといふことになりますと、このファイナンスの部分がかなり楽になつてくるということが言えると思います。

金融機関の社会性、公共性というか、そういうものは残念ながら今の日本の金融機関はまだ脱却し切れていない。こういう現状の中でどういつた資金調達の道をお考へなつてゐるのか、伺いたいと思います。

○久保利参考人 御質問ありがとうございます。この再生法がうまく機能できるかどうかのポイントだらうというふうにも実は思つております。私といたしましては、まず、この手続といふのことを金融機関等々がどう評価するかという問題が一つ。

もう一つは、共益債権化できるという、この許可の百二十条の問題がありますが、開始前の借入金をどう考えるか。それは、開始になつてしまふ、ある意味では共益債権化といふことは当然でありますので、したがつて、一つ問題は、先ほど申し上げたように開始前の運営をどうするかといふのが大問題でありまして、開始が早く出るといふことになりますと、このファイナンスの部分がかなり楽になつてくるということが言えると思います。

か、公的な資金というと/orをイメージするのか、あるいは新しいタイプの、商工ローンというのが適切かどうかわかりませんが、企業金融ということを考えるのか。そういう道をつくるなければ、とても先生がおっしゃるとおりうまく資金面では回つていかないだろう。

これだけは、どんなに裁判所が御尽力いただいても、裁判所が保証するわけにはいきませんので、これは全く自力でやらなければいけない、そういう意味でのシステム。場合によれば増資をして、アメリカにおける、シリコンバレーにおけるエンゼルのような出資という形で伸びとか、いろいろな方法があるんだろうと思いますが、ここは大いに知恵を出す部分ではないだろうか。実務をやりながら考えていただきたいと私も考えています。

○保坂委員 そのところは、制度をつくっても、さらにその制度の実効性を担保するための政策もまた制度も必要かと思いません。

それでは、熊谷参考人にお願いしたいと思いま

す。

先ほど、御意見の中で、いわゆる営業譲渡とい

う問題がことしになつてから突如として入ってきた、いろいろ吟味していくと、本来の和議法を世

界的なレベルに少なくとも改善していこうという

本筋の議論と、どうもそこに乘つかる形でこの営

業譲渡問題が出てきたんじやないかということ

で、憤慨という声もあつたというお話をいただきま

しました。

これは週刊誌なんですけれども、三月二十九日

に連合の勉強会で、これは通産省の担当課長がい

らつしゃつて、中小企業のサラリーマンの雇用の

問題どうなんだというよくなことに対しても、そん

なこと考えていたらこんな法制度は提案できませ

んよという言葉があつて、これは通産省は否定さ

れているみたいなんですけれども、そういうやり

とりもあつたというよくなこと、これは記事で読ん

で、この点に関して、どういう経過をたどったのかといふあたりをもう少しお話しいただきたいと思

います。

○熊谷参考人 御質問、どうもありがとうございます。

ました。

まず、営業譲渡全体についての取り組みの経緯

を

申し上げますと、営業譲渡の場合に雇用がどう

いふうになるかということについては、先ほど

申し上げましたように、我々のいろいろな取り組

みもありまして、裁判所、特に最高裁判所の判例

として、合理性のない解雇は許さない、それか

ら、会社が厳しい場合も、整理解雇の場合にも、

四つの基本的な要件をぐらなければこれは認め

したものであつて、こういう場ではございま

いましたけれども、憤慨があつたといふうにお伝

げましたように、我々としてぜひお願ひしたい点

がございます。

週刊誌のお話がありましたけれども、そのような

営業譲渡をなぜ急に持ち込もうとしているのかと

いう問い合わせをして、雇用については特に今まで考

えていない、そういう方向のお話があつたことは

事実であります。そういう趣旨であったのかと

思っております。

まず、営業譲渡全体についての取り組みの経緯

を

申し上げますと、営業譲渡の場合に雇用がどう

いふうになるかということについては、先ほど

申し上げましたように、我々のいろいろな取り組

みもありまして、裁判所、特に最高裁判所の判例

として、合理性のない解雇は許さない、それか

ら、会社が厳しい場合も、整理解雇の場合にも、

四つの基本的な要件をぐらなければこれは認め

されました。そういうことであるならば、当初

我々は、この再生手続は和議法を全面的に見直し

いましたけれども、憤慨があつたといふうにお伝

げましたように、我々としてぜひお願ひしたい点

がございます。

まず、営業譲渡の問題がございま

したけれども、それはそれほど注目されておりま

せんで、昨年中に起つた倒産処理事件でこうい

う手法が非常にうまく利用できるということが認

識されるようになりました。また、日本におけ

るMアンドAの市場というのもどんどん急速に広

がつてきているところから、事務当局と私

て破産になつた場合との違いといふのはおっしゃるとおりでございます。ただ、破産手続の中でお体どういう取り扱いをしたらいかといふのは、先ほどもちょっと申し上げましたように、これから検討すべきことございますので、その場で検討をいたしたいといふふうに考えております。

それから、会社更生を経た場合と申しますけれども、会社更生と今回の民事再生とではやはり手続の仕組みが違つております。会社更生の場合には、一般的な先取特権のある債権者の手続に関与して一般的には更生計画に従つて弁済を受けるほかない、そういう枠組みでございますので、単純に比較するのは適当ではないのではないかというふうに考えております。

○保坂委員 この法務委員会で債権譲渡にかかる法が採決をされたのですけれども、そういう意味でいうと、今言われたように、やはり世の中逆さまに見ている方がたくさんいらっしゃいまして、そういう空白があるのだな、そしたら空白について一言仕掛けでやるかといふふうなことがこれまでの景気の悪化の中で起らなければ限らない、そのところは徹底的に今後審議して詰めていきたいと思います。

○武部委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきました。厚く御礼を申し上げます。

午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

○但木政府参考人 委員御指摘の、本年一月四日付の新聞に報道されましたペーパーがございました。このペーパーは、当時の中村大臣の御指導の

内閣提出、民事再生法案の審査を続行いたしました

大臣官房長但木敬一君、法務省民事局長細川清君、労働省労政局長澤田陽太郎君の出席を求め、説明を聽取いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○武部委員長 次に、お詣りいたします。

○本日、最高裁判所千葉民事局長から出席説明の要がありまして、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○武部委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保坂展人君。

○保坂委員 本案の審議に先立ちまして一点だけ、委員長の許可を得て、十一月十七日のある一日のやりとりについてだけ、但木官房長に答弁をお願いしたいと思います。

○武部委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保坂展人君。

○保坂委員 本案の審議に先立ちまして一点だけ、委員長の許可を得て、十一月十七日のある一日のやりとりについてだけ、但木官房長に答弁をお願いしたいと思います。

○武部委員長 本日はこのときに、法務省の中で、中村元大臣が、検察行政に対し、国会への説明責任、アカウンタビリティーを負うべきであるといふふうなことをも内容として含んだ文書、これは一月の年頭に読元新聞で報道されたんですが、このやりとりがございました。そこで、法務省の見解としては、法務省の方針としてこういうものを決定した文書ではありません、いろいろな指摘があるのです。想定した文書ですといふふうな御説明があつたんですが、この点について再度確認をしたいと思います。

○但木政府参考人 委員御指摘の、本年一月四日付の新聞に報道されましたペーパーがございました。このペーパーは、当時の中村大臣の御指導の

もとに、司法改革に関する各界の提言等を参考といたします。検討に値すると思われる事項を法務省において取りまとめたものでございます。

ただし、司法制度改革審議会での審議事項は審議会において自由にお決めいただくべきであるとするのが政府の方針であったものですから、そのふうにとらえてよろしいでしょうか。ペーパーの公表は今日まで差し控えてきたものでございます。

○保坂委員 そうすると、正式な法務省の文書として、これは内閣総理大臣にも御提出されているというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○但木政府参考人 このペーパーにつきましては、当時、この司法制度改革審議会を内閣で担当しております内政審議室から總理に行つたかどうかは、それは私個人はわかりませんけれども、内閣全体の問題でございますので、あるいはそうなっているかと思ひます。

○保坂委員 では、法務大臣、ぜひ、そういう性格の文書だということで、司法制度改革に別に法務省が枠づけをするような、そういう性格ではなくて、しかし、法務省としての問題意識をまとめられたものだという経緯だったのです。よろしくござりますでしょうか。

○白井国務大臣 ただいま官房長から申し上げたとおりでございます。

○保坂委員 それでは、民事再生法、これは大変な分厚い法律であります。まずは大臣に伺つていきたいのですが、このやりとりで、何がどうなるんだろかといふふうな規模の中小企業をお考えになつてゐるのか。学校法人や協同組合なども利用できるのかどうか。よろしいでしようか、その基本的な枠について

業種や規模を問わず幅広く利用されるものと考えております。

また、再生手続は再生債務者となるべき者につきまして法律上何らの限定を設けておりませんので、個人、法人を問わずに、すべての者が再生手続を利用することができます。したがいまして、学校法人あるいは協同組合も再生手続を利用することはできます。また、大企業も再

生手続を利用することはできるでございます。

○保坂委員 そうすると、中小企業国会での法

律が出てきたというと、中小企業専用の法律かと思ふ向きもあるかも知れませんが、決してそうでは

はない、幅広く影響があるんだと思ひます。

○保坂委員 それでは、法務省の民事局長においてください

と思いますけれども、私ども心配するのは、賃金の問題ですね。これがどうなるんだろかといふ

ことになります。

企業を再建するには、いわゆる人員整理や労働

条件を以前よりは悪くするといふか、いわば労働条件をカットしていく部分の手法が常識的によく使われるわけですが、銀行等に債権の一部放棄や弁済繰り延べを迫るということ同時に、労働者には賃金カットなしで支払い続けるという形でありますけれども、銀行等に債権の一部

も、なかなかそれが難しいのではないか。

このあたりの、いわゆる再生計画がつくられて

賃金が十分支払われない、人員整理や賃金カット

ということを再生計画の中でつくられれば賃金のカットといふのが起きてしまうのではないか、こ

ういう心配があるんですねが、この点に関してはいかがでしようか。

○細川政府参考人 御指摘の労働債権の問題でございますが、再生計画による債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の対象となる債権は再生債権に限られておるわけでございます。

資金、退職金等につきましては、商法、有限会社法等によりまして一般先取特権が認められておりますので、この再生手続上は一般優先債権とい

午後一時開議

○武部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時九分休憩

う取り扱いございます。したがいまして、これ

は、再生計画によつて権利の変更がなされることはありません。

○保坂委員 そうすると、ちょっと個々具体的に聞いていただきたいんですけれども、まず、退職金の問題を聞いていただきたいと思います。

再生手続申し立て後に退職する労働者が出た場合、その退職金は一体どうなるんだろうか。

退職金が一般優先債権として就業規則や労働協約どおりに全額支払われる、労働者の手渡るのかどうか、ここについては、商法、有限会社法によりまして、会社と使用人との間の雇用関係に基づき生じた債権ということになりますので、これは一般先取特権があるわけございます。

そういう前提でお答え申し上げますと、退職金請求権の再生手続上の取り扱いは、退職の時期や理由、先取特権の有無によって違つてしまります。

○細川政府参考人 株式会社や有限会社の従業員である労働者につきましては、商法、有限会社法によりまして、会社と使用人との間の雇用関係に基づき生じた債権といふことになりますので、これは一般先取特権があるわけございます。

この手続の対象として想定しているものは株式会社または有限会社等の中企業でございますので、そういう会社におましても、退職金は共益債権または一般優先債権として保護されているといふことでございます。

○保坂委員 関連していると思うんですが、就業規則や労働協約で、あるいは希望退職の応募条件として退職金の割り増し条項などが定められている場合、この割り増し条項部分も一般優先債権として扱われるんでしょうか。

○細川政府参考人 これは割り増しの対象となる退職金の性質と同じでございますが、先ほど申し上げたところがすべて該当するわけでございます。

○保坂委員 次に、これは企業の規模の大小を問わないわけですから、社内預金という制度がございませんね。この社内預金というのは大変扱いが難しいとも聞いているんですけども、働いた側のままに実感からいえば、毎月一萬円、二万円と積んできた、まとめて百万とか二百万、こういう社内預金の扱い、これは一体どうなるんでしょうか。

○細川政府参考人 社内預金につきましては、先ほど申し上げました商法、有限会社法の規定にあります。

次に、再生手続開始後に、被用者つまり労働者側の自己都合によって退職された場合には、その場合の退職金請求権のうち、再生手続開始後の従業に対応する部分は共益債権、その余の部分については、株式会社、有限会社の従業員につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

株式会社、有限会社以外の組織の労働者につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

ます。

それから、再生手続開始前に退職があつた場合には、退職金請求権のうち、先ほど申し上げました一般先取特権がある部分は一般優先債権で、そうでない部分は再生債権になるということになります。

この手続の対象として想定しているものは株式会社または有限会社等の中企業でございますので、そういう会社におましても、退職金は共益債権または一般優先債権として保護されているといふことでございます。

○保坂委員 関連していると思うんですが、就業規則や労働協約で、あるいは希望退職の応募条件として退職金の割り増し条項などが定められている場合、この割り増し条項部分も一般優先債権として扱われるんでしょうか。

○細川政府参考人 これは割り増しの対象となる退職金の性質と同じでございますが、先ほど申し上げたところがすべて該当するわけでございます。

○保坂委員 次に、これは企業の規模の大小を問わないわけですから、社内預金という制度がございませんね。この社内預金というのは大変扱いが難しいとも聞いているんですけども、働いた側のままに実感からいえば、毎月一萬円、二万円と積んできた、まとめて百万とか二百万、こういう社内預金の扱い、これは一体どうなるんでしょうか。

○細川政府参考人 社内預金につきましては、先ほど申し上げました商法、有限会社法の規定にあります。

次に、再生手続開始後に、被用者つまり労働者側の自己都合によって退職された場合には、その場合の退職金請求権のうち、再生手続開始後の従業に対応する部分は共益債権、その余の部分については、株式会社、有限会社の従業員につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

株式会社、有限会社以外の組織の労働者につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

うことになるわけでございます。

○保坂委員 日本の企業の場合、みんな社内預金しているんだよ、あなたも入社したからしないで、そうすると、その売った企業自体が時間の問題で破産していく心配があるのでないかというふうに思うんですね。営業譲渡したことによってからするんであって、これが強制と言われば自発的なような気もするし、このあたりはどうなんでしょうか。つまり、労働の対価としての賃金の中から一部天引きで積んでいくという形での社内預金が大変多いと思うんです。一たん給料をもらつてから、封筒に入れて、はい、社内預金ですよ」といふことでございます。

○保坂委員 関連していると思うんですが、就業規則や労働協約で、あるいは希望退職の応募条件として退職金の割り増し条項などが定められている場合、この割り増し条項部分も一般優先債権として扱われるんでしょうか。

○細川政府参考人 これは割り増しの対象となる退職金の性質と同じでございますが、先ほど申し上げたところがすべて該当するわけでございます。

○保坂委員 次に、これは企業の規模の大小を問わないわけですから、社内預金という制度がございませんね。この社内預金というのは大変扱いが難しいとも聞いているんですけども、働いた側のままに実感からいえば、毎月一萬円、二万円と積んできた、まとめて百万とか二百万、こういう社内預金の扱い、これは一体どうなるんでしょうか。

○細川政府参考人 社内預金につきましては、先ほど申し上げました商法、有限会社法の規定にあります。

次に、再生手続開始後に、被用者つまり労働者側の自己都合によって退職された場合には、その場合の退職金請求権のうち、再生手続開始後の従業に対応する部分は共益債権、その余の部分については、株式会社、有限会社の従業員につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

株式会社、有限会社以外の組織の労働者につきましては、これは民法の三百八条で六ヶ月間の給与に相当する部分に優先性が与えられておりますので、その部分が一般優先債権になりますし、その余の部分は再生債権になるということです。

うのは、それなりに商品価値というか、買う側にとつて魅力、メリットがあるものだと思いますか

ら、そうすると、その売った企業自体が時間の問題で破産していく心配があるのでないかというふうに思つてます。営業譲渡したことによってからするんであって、これが強制と言われば自発的なような気もするし、このあたりはどうなんでしょうか。つまり、労働の対価としての賃金の中から一部天引きで積んでいくという形での社内預金が大変多いと思うんです。一たん給料をもらつてから、封筒に入れて、はい、社内預金ですよ」といふことでございます。

○保坂委員 ちよっとお答えが難しいようで、この場では、やはり給料の中から一定額積み上げて裁判所の方も考えていただきたいし、そういった法律の趣旨からいって、労働者の労働債権そのものについて、これをねつけるものではないといふふうに私どもも理解したいと思つていますので、ぜひそこはお願ひしたいと思います。

○細川政府参考人 解雇予告手当は、その性質上、賃金の一部というふうに理解すべきものでござります。ですから、先ほど来御説明申し上げておきました、賃金と同様の扱いになるべきものでござります。

○保坂委員 先ほども参考人質疑でも多々出ました営業譲渡の問題、少し時間をかけて考えてみたところは、明文の規定はございませんけれども、裁判所は、明文の規定はございませんけれども、民事再生法の立法の目的が事業の維持、再生でございますので、その目的に従うものかどうかという

ことを判断して、営業譲渡を許可するかどうかと

いうことをお決めになるということになります。

そういう趣旨の規定であることをぜひ御理解賜りたいと思っております。

○保坂委員 今の民事局長の御説明ですと、もちろん事業譲渡はこの民事再生法で初めて出てくるわけではなくて、ただ、民事再生手続の中で営業譲渡ということが起きたときに、例えば私が何か二つの事業部門を経営していたとします。それが、採算の悪いゴルフ場と、大変採算の上がった方を売っちゃうと、ゴルフ場の方はもともと悪い方に譲渡するんだというところが担保されないとそもそも認定されない、こういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○細川政府参考人 この四十二条を置きました理由は、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。ですから、優良部門を譲渡するということは普通の経営者ならしない場合が多いと思しますけれども、仮にそういうことが問題になった場合は、裁判所は再生債務者の事業全体を見て、これが事実の再生に役立つかどうかということを御判断されるわけでございます。

○保坂委員 単純に言いますと、民事局長、やはり世の中いろいろな人がいますので、法の目的というものは中小企業、会社の再生なんですね。再生であり再建であり、あるいは苦しい時期からの脱出なんですね。そのとおりですね。うだとうすると、その一番いいところを譲渡しちゃって、どう考えてもうお客様の来ないゴルフ場だけを持っているというふうになった場合には、この会社は再生しない。つまり、会社整理やいわば倒産を目的とした本音の中で優良な部分を取り飛ばしてしまって、そのことはそもそもこの法の趣旨に照らしておかしな手続なので、そういう手続は裁判所はしてこれが再生できるかどうかということを裁判所が御判断されるわけですから、全体がうまくい

くようなどいうことを御判断になるということをございまして、結論的には、保坂委員が御指摘のよう方向になるのではないかというふうに考えております。

○保坂委員 今言ったような心配は多分ないといふうな御答弁だったと思うんですけれども、営業譲渡の際に、この企業は再生するんだ、つまり、保坂工務店だとすれば、保坂工務店は、蔽いをきちつと存続しますよという意図を、意図というか事業存続の姿勢をきちつとはかつていただくないうか審査していただくという担保はございませんでしょか。

○細川政府参考人 四十二条では明文の規定は置いておりませんけれども、裁判所の許可が必要な場合にどういう基準で判断するかというは、例えばその前の四十二条についても許可の基準は置いていない、あるいは四十二条と同じような趣旨の規定が会社更生法の五十四条にもございますが、そこでも書いていないわけで、大体倒産法制定の場合は法律の目的に従つて許可を与えるかども、それが事実の再生に役立つかどうかといふのは、要するに、裁判所の許可が必要になる場合には法律の目的に従つて許可を与えるかども、それは先ほど申し上げましたように、民事再生手続は本来自由であるとおもとします。

○保坂委員 どうぞお聞きください。

そこで、まず後段の方の悪意のある設事業部門が来期以降は赤字転落が見込まれる、ほぼそうなるだろう。見通しが暗い、銀行から融資などが出でこない、このままだと危ないというところでこの民事再生法の成立を知って、これは朝報だということで、この手続を開始しようとしましたとします。

そうすると、重荷になつて不動産部門の債務など、銀行の債務を一定程度は減免してもらうなり弁済条件を緩和して毎月の返済額を圧縮してもらえる、事業継続の可能性が出てきた。ところが、手続を開始したところ、一番目のマンション部門の方は、都心に持つてある十階建てのマンション部門の方は高値で買い手がついた。同時に、マンションと共同担保に入つて第三の不良採算部門の不動産も時価で担保を消滅させることができたとします。しかし、営業譲渡に応じてくれた買い主はマンション事業部門の従業員の雇用を引き離されなかつた。なので、五十人の労働者全員が会社に残つて、そして唯一の事業部門として残つた建設部門はもともと体力がない。ここでの体力がないから民事再生手続のこれをを選んだわけです。そうすると、優良な事業部門を売却してしまつたので、この保坂工務店はもう将来性がないといふ見方がゼネコンや取引業者に広がつて、保坂工務店はだめだという、信用は一挙に収縮して、事業としてはもう見通しが立たなくなつた、会社はもう清算しなきゃいけない、労働者も全部退職しなきゃいけないという事態になつた。こういう想定があり得るのかどうかですね。

この場合、マンションを買いつた事業家は得た方がいいかどうかということは、それは具体的な取扱い込みや事業継続の可能性、営業譲渡をすることにより得られる対価との兼ね合い、こうしたことにより得られる対価との兼ね合い、こういったものを総合判断して裁判所が許可するかどうかがいいかどうかということは、それは具体的な取扱い込みや事業継続の可能性、営業譲渡をするためにこの手段をとるといふような、逆立ちながら手がつかず壊滅状態、赤字部門だ。この三つをやつておるといふことにはならないといふふうに考えておると、こうござります。

○保坂委員 それでは、営業譲渡について大変心配なのでもう少しお聞きします。

四十三条では、株式会社である企業が行う営業

譲渡は「事業の継続のために必要である場合に限る。」としていますけれども、この事業というのは譲渡される事業だけを指しているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○細川政府参考人 これは、先ほどの御設例のような場合ですと、全体の事業が再生に資するかどうかとということを判断されるわけでございます。

○保坂委員 「事業の継続のために必要である場合に限る。」という事業は、譲渡される事業だけを指すということではないのでしょうか。

○細川政府参考人 四十三条においてはそうなんですが、四十二条で全体の評価がかかっていますから、全体も四十二条の方で判断される。つまり、四十三条では、その事業をその企業体に残しておいたのではその事業もだめになってしまふ、ほかのものも全部だめになってしまふ、そういう場合を想定しているのですから、その譲渡される事業ということを四十三条は対象にしているわけございます。

○保坂委員 それで、営業譲渡に際して、譲渡される事業部門の労働者の雇用、さうきちよと例に出しましたけれども、あるいは労働条件の継承の問題は一体どうなるのかということはやはり大変気がかりなんですね。学説や判例の多数が譲り受け人は当然継承すべきであると言われていますけれども、しかし実際には、譲り受け人が買い手として雇用は引き継がない、あるいは、引き継ぐ場合でも退職金や勤続年数は認めませんよ、つまり継承しませんよ、ゼロでリセットされてももう一回そこからですよというような、いろいろそういうことが考えられるわけですから、このあた

○細川政府参考人 言われておりましたが、熊谷労働法制対策局長が言われておりましたが、この点につきましては最高裁の判例がまだなくて、下級審の判例も分かれているという状況でございます。それから、学説についてもさまざまなもののがございます。

ただ、実際、私どもが判例等であらわされた事業

を見てみますと、結局、営業譲渡に伴い通常承継される雇用関係の対象から特定の従業員を排除することができるかどうかというところで事が争われる事案のように見受けまして、このような場合には、いろいろな考え方でも、合理的な理由もなく特定の従業員だけを排除するというのは許されないという考え方方が一般的ではないかというふうに私は理解しております。

○保坂委員 そうすると、民事局長、いろいろな極端なケースというか厳し過ぎるケースを考え、心配し過ぎているのでしょうかね。そういう営業譲渡ががんがん起つて従業員がどんどん路頭に迷うような状況は、基本的に想定しないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○細川政府参考人 大変難しい問題でございます。

世の中にはさまざまな人がおられるわけですから、私どもが想定できないような方もおられると思します。繰り返しになって恐縮でございますが、そういう問題があるものですから、四十二条を設けて、もともと事業であったものを再生手続開始になつてからする場合には、この手続が從前の経営者が経営を続行するいわゆるDIP型であるにしても、そのところだけは裁判所の許可を得なければならぬというのが四十二条の趣旨でございます。そのところを御理解いただきたい

と思つておられるところでございます。

○保坂委員 それは、営業譲渡から労使協議の問題に移りたいと思うのです。

今民事局長もお答えになつたように、想定外の人々、やはりいろいろいらつしやるわけで、しかもこれは難しい大部の法律でございます。先日も、児童買春、ボルノ禁止法案で、全く違つた理

由でコミックを全部店から引き揚げちゃった。これはちょっと見てみると、そういうことだというふうに誤つて伝わっているなんということもあります。それから、学説についてもさまざま

なことがあります。それから、学説についてもさまざまです。

再生手続が始まりました、したがつて、今まで

いろいろやつていただけれども、労働組合との団体交渉は再生手続だからだめですよ、やりませんよ、こういふ可能性はあるのではないかという声もこれありなんですね。現在も倒産を理由に労働組合との団体交渉拒否という事例も多數あるよう

ございますから。こういうことはこの法律に照らすとどう考えられるのでしょうか。

○細川政府参考人 民事再生法は、再生債務者と再生債務者との間の民事上の権利関係を適切に調整するための手続でございます。したがいまして、再生手続が開始した場合でありましても、これは労働組合の団体交渉権に対し何ら制約や変更を加えるものではございません。この二百五十五条全体の条文を見ていただければ、そのような趣旨の規定は一切ないということはおわかりいただけると思うのです。

ですから、そういうような場合には、通常の労働法制の保護が受けられるわけでございます。理由のない団体交渉の拒絶は労働法制の上において不当労働行為でございますから、労働委員会で救済が受けられるということになるわけでございます。

○保坂委員 労働法制もまた今日の複雑な社会のルールかと思います。この手続を理由に団体交渉拒否というようなことはないんだという御答弁だったと思うのです。

今度は、逆に、民事再生手続を申し立てた事業主が団体交渉はしないと拒否している場合には、これはそもそも、そういうルールはきちっと守りなさいよ、労使関係もきちっとやって、それでこそ会社を再生できるのですよという考え方だと私は理解したいと思っているのですが、こういう事業者は申し立てそのものを認められないということがあります。

そういうのは指摘されたところなんですけれども、しかし、そこは労働者、労働組合をなしでやろうといふことではないということを、たびたびになりますが、もう一度確認したいと思います。

○保坂委員 会社更生手続におまかしては、担保権者や一般先取特権等の優先的な権利がある債権者あるいは株主等もすべてこの手続内に取り込んで、権利の調整の対象にしております。ですから、一般優先債権についても減免とか期限の猶予とかいうのは可能性があるわけです。

ところが、民事再生手続では、これは中小企業等に利用しやすい手続とすべく、優先権のある債権を手続内の権利調整の対象にしておりません。

○細川政府参考人 まず、申し立て開始前の状態を考えてみますと、そういう場合に、経営者側が正当な理由もなく団体交渉を拒んでいるというような場合、先ほど申し上げましたような不正当労働

行為制度による救済があるわけですが、再生手続法上一つ考えられますのは、例えば労働組合の協力が得られませんと通常は再生が円滑にまかりません。ですから、場合によっては、再生債務者の事業の継続のために特に必要であるという場合に

は、この法案にあります保全管理命令を発しまして、保全管理人で事業を経営させるということも考えられるわけでございます。

また、申し立てた後、団体交渉に応じないという状態が続いている、そういうことがある場合に、他の事情等も総合勘案して、履行可能な再生計画の作成の見込みがないというふうに判断されれば、これは申し立て自体が棄却されるなり、あるいは、要するに決議に付されないと、あるいは、要するに決議に付されないというようなことになるわけでございます。

○保坂委員 そうすると、これは確認的な質問になりますけれども、既に以前に出た質問でもありますけれども、この民事再生法というのは労働者、労働組合を基本的にはこの手続の中には置いていないわけですね。会社更生法と極めて近い、それよりは非常に使いやすいという仕組みになっていて、更生法は労働者や労働組合を手続の当事者としているのに對して、これはそうではないといふことではないということを、たびたびになりますが、もう一度確認したいと思います。

○細川政府参考人 会社更生手続におまかしては、担保権者や一般先取特権等の優先的な権利がある債権者あるいは株主等もすべてこの手続内に取り込んで、権利の調整の対象にしております。ですから、一般優先債権についても減免とか期限の猶予とかいうのは可能性があるわけです。

ところが、民事再生手続では、これは中小企業等に利用しやすい手続とすべく、優先権のある債権を手続内の権利調整の対象にしておりません。

○細川政府参考人 まず、申し立て開始前の状態

を考えてみますと、そういう場合に、経営者側が正当な理由もなく団体交渉を拒んでいるという

の当事者となりませんものですから、手続上は決

議等に参加しないことになっているわけです。ただ、かといって、いろいろな再生の場面においては労働組合が大きな利害関係があるということが大変指摘されておりますので、この法律上は、一定の場合に労働組合等に通知をし、意見を聞くという規定を整備したところでございます。

○保坂委員 それで、再生計画は、先ほど冒頭にも触れたように、人員整理の問題や労働条件の変更あるいは希望退職者を募っていくというようなことを当然内に含むだらうと思うのですが、これはやはり労使協議で決めなければならないと思うのです。

この手続を利用した企業で、これら的重要事項について労使協議を行う立場から外されたり、今の人員整理の問題や労働条件の問題について意見を聞くだけの存在というふうに、つまり聞きおくだけにとどまって、いわゆる団体交渉そのものを阻害するということにはならないというふうに思うのですが、その点は全く分けて考えていいということですか。

○細川政府参考人 御指摘のとおりでございまして、民事再生法におきましては、再生計画によつて人員整理や再生債権でない賃金債権等の減免等あるいは期限の猶予等を行うことができないわけでございます。

したがいまして、御指摘のような人員整理とか賃金のカットをしたりという場合には、これはもともと労働契約なり就業規則で決まっているものですから、これについて変更を加えようとする場合でありますから、これについては、当然のことながら、再生手続開始前後のいかんを問わず、労働組合と経営との間に団体交渉等が行われるというふうに考えております。

○保坂委員 先ほど再三、この手続をやっているからといって労働法制で保障された諸権利がいさかも制約を受けるわけでもないという答弁だったと思ひますが、いろいろな想定外の方があつたしゃるということで、今後この手続を行うから団

体交渉できませんよとか、あるいは申し立て中だから団体交渉できない、これは不当労働行為に該当するというふうに考えるわけですが、労働省、その点はいかがでしょうか。

○澤田政府参考人 法務省の答弁でも明らかになりますように、団体交渉さらにはそれの対象になります例えば人員整理だと労働条件変更の問題、これは民事再生手続外のことでありまして、確認的に申し上げますと、労働組合法上、労働者の労働条件その他労働に直接関係する事項である限り、一般的に申し上げますと、交渉事項が労働条件その他労働の直接関係する事項である限り、一般的に申し上げて、再生手続を申請している、進行中であるということをもつて団交を拒否すれば、それは不当労働行為に当たると解されます。

○保坂委員 今労働省、そしてその前に何回も法務省の立法上の視点というか原則の御答弁があつたわけですが裁判所の方ではこれらの趣旨を十分踏まえてこの運用に当たつていただきたいと私ども要望したいのですが、その点いかがでしようか。

○千葉最高裁判所長官代理者 労働法制の趣旨それから民事再生法の趣旨、それぞれこの趣旨が真正に実現されるように運用に努めていくことになると思います。

○保坂委員 わかりやすい答弁をありがとうございました。

次に、下請業者の問題に入りたいと思うのです。ことしの初めだったか、大分前ですけれども、我々衆議院の国会内テレビというのがございますね、工事をしているわけですねけれども、その国会内テレビの元請さんが倒産してしまったようなんですね。その結果、我々衆議院の工事をされた工務店、工務店といつても二人三人で経営しているような方たちが、いわば工事代金を受け取れない状態になってしまったのです。

いわゆる元請の会社の従業員は、労働債権ですから優先的に支払われる。しかし、国会の工事を実際にやつたところの、事業者といつても一人親方もいますし、あるいは兄弟で工務店をやつてる方もいる。そういう方たち、職人さんを出してきて、結局は大銀行と並ぶ権利しかない。

こういう実態があるのでけれども、これらについて、労働債権ということで、実質上汗を流して働いて、それは個人事業者あるいは本当に小さい工務店であつても優先的に支払っていたといった長い声も強いわけです。このあたり、民事局の御答弁いたいでいるのですが、そこらを踏まえてきっちりやつていただきたいということなんだと思いますが、いろいろな想定外の方があつたしゃるということで、今後この手続を行うから団

しては、各裁判所での手続の適切な運用が図られるように、法の趣旨の周知に努めさせていただきたいと考えております。

○保坂委員 これは余り繰り返しているとあれなので、もちろんそれはそんなんですよ。ですから、その中でもここについてもちゃんとやつていただきたい。ここというのは、繰り返しなりますが、労働法制で保障されている諸権利にいささかの変更があるものでないという趣旨、そこも趣旨の一部だと思うのです。そこも踏まえていただきたいたい。

○千葉最高裁判所長官代理者 労働法制の趣旨それから民事再生法の趣旨、それぞれこの趣旨が真正に実現されるように運用に努めていくことになります。

○保坂委員 わかりやすい答弁をありがとうございました。

次に、下請業者の問題に入りたいと思うのです。ことしの初めだったか、大分前ですけれども、先債権としての扱いができないというわけではないということを申し上げて、その場合に、判断の基準としては、やはりそういうたただいまの例のような場合には、再生債務者の間の指揮命令関係の有無とか、継続性とかあるいは専属性といったようなことをメルクマールとして、裁判所によつて判断されるというふうに理解しております。

○保坂委員 個々具体的な事例では、これは先取特権があるなどもあるわけですね。ただ、それが認められない場合もあるらうかと思うんですね。先取特権が認められていない場合に、これは少額債権あるいは中小企業債権として計画成立前に弁済されたり、あるいは再生計画によつて優先弁済されるという道もあるのでしょうか。そのあたり、ちょっと。

○細川政府参考人 先ほどの御答弁で今御指摘の御指摘のような場合には、まず、この民事再生法上に中小企業者が有する債権についての特別の扱いの規定がございます。再生債務者を主たる取引先とする中小企業者が、その債権が支払われない場合には事業の継続に著しい障害があるという場合には、再生計画の中で、あるいはその時期の前にも有利な扱いをできるという規定を置いているわけでございます。

それから、小口の債権、つまり中小企業者では

なくとも小さい小口の債権については、やはり同じじように特別の扱いをすることができるということがそれぞの箇所に規定されているわけでございます。

仕事を出していて、その職人さんの手間賃、こういうものが実質的には労働債権に限りなく近いと、いうか労働債権だと我々は思うのですけれども、並ぶ、同等の権利しか主張できないということになると、やはり抵当権を持つ銀行やあるいは税務署はぎりぎり押さえていくけれども、債権の地位、あるいは発言力も弱いですよね、実際。数人の工務店の社長といつても発言力は大変弱い。そうすると、汗水垂らして働いて実際の建物をつくったり、そういう工事をされた方たちが、あるいはそういう工事をされた方をまとめている町場零細業者をつぶしてはならないという、この再生の過程でそういう意識がおありになつたかどうか。

○細川政府参考人 再生計画は、すべての再生債権者を平等に扱う、公平に扱うというのが原則でございましょうが、ただいま御指摘のような問題がございまますので、中小企業者あるいは小口の債権者については例外的な扱いをすることは可能とする規定を設けるのが適当であるという判断に達したものでございます。

○保坂委員 残り時間がほとんどなくなりましたので、大臣に、今までの議論をお聞きになつて二点だけ伺いたいと思うのですね。

一つは、これは企業を再生させるための法案であって、失業者あるいは労働者がどんどん路頭に迷うための法案では断じてないのだという点であります。やはり労働法制によって遵守されるべきさまざまな諸権利はきちっとありますよ、それとかも御答弁いただきましたが、この点について

○白井国務大臣　委員のお話のとおりでございまして、委員が先ほど来から御質問しておられました議渡の問題等につきましても、あくまでもそれは再生に資するためということでもございます。また、御心配をいただいております中小企業、零細企業の下請等に対する配慮等についても方途を弁じておりますが、そういう意味で、この再生法案によりまして多くの中小企業が破産することなく再生できる、そういう道を確実に開けるものと期待をいたしております。

○保坂委員　大臣がちょっとお触れになつたのですけれども、本当に下請の方たちの苦境というのやはり聞きしにまさるものがありますね。それで、実際に、これは口頭で契約なんか交わして、もう工事が始まつて、あしたから来てくれというので始めてしまふようなケースも多いです。それに、働いた人たちが一番不利になるよう、あるいは事業者といつても、従業員は息子、社長はお父さん、こういう工務店も多々ござります。そういう人たちがいわゆる市場の一類のジャンブルールといふ、強い者は強くなるのだ、弱い人たちは声も小さいし、聞けませんよなどいうふうにならぬよう、本当に下請の方たち、あるいは下請に工事を出しているような中規模の人たちも含めて、まさに中小企業の再生という視点をこの法案にも配意してあるようですか、しかし、これは実行の段階で、運用の段階で相当にきめ細かく押さえないと大変なことにもなった場合には、それにかかるべき管理者というのも選任できるわけござります。そういう意味におきまして、この法案といふものが、委員御指摘をいただいたいいろいろな面にできる限りの配慮をいたしているものと信じております。この法律

○保坂委員 最後に、一問お聞きします。  
先ほど参考人からもお話をありましたが、法制審の中で、企業の倒産回避、再建の手法の中で、営業譲渡自体が話題になってきたのがつい最近なのですよという話です。ですから、それは時間がない中で圧縮して検討が加えられたとはいえ、やはりそのところで、やってみてわかつてくるいろいろな問題が起こらないとも限らない。そこのところは十分見守って、おかしなことがあればすぐ手を打っていただきたい、こうお願ひしたいのです。

○白井国務大臣 この法案が施行されまして、その成果が出てくるというのはしばらく時間がかかるだろうと思いますけれども、委員御指摘のとおり、運営に当たりまして、当初の我々の目的から外れるということころがあれば、それを変更していくということにはやぶさかではございません。

○保坂委員 どうもありがとうございました。終わります。

○武部委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございます。

今審議されている民事再生法案は、我が国の再建型倒産法制の基本法をつくるうと、大変大事な審議であります。中小企業にとっても死活にかかるる法案であり、労働者の権利、地位にとっても非常に重要なかかわりのある法案であり、日本経済にも大変大きな影響を与える重要法案であります。

しかし、今この委員会場には定足数が満たされていない。こういう状況では到底審議できませんので、委員長、時計をとめて定足数を満たしていただきたい。要請いたします。

○武部委員長 事務局に申し上げますが、委員の確保に努めてください。

○木島委員 時計をとめてください。

○武部委員長 いや、そのままお��けください。

今、至急……

○木島委員 いや、定足数ですから、審議の基本

ですか。委員長、とめてくださいよ。

○武部委員長 どうぞ審議を進めて……

○木島委員 いや、定足数ですから、審議の基本

です。定足数を満たしてなければ審議できない。

○武部委員長 どうぞ審議を進めて……

○木島委員 いや、定足数を満たしてください。当然じゃないですか。

○武部委員長 いや、定足数を満たしてください。

○木島委員 いや、定足数を満たしてください。

にあるのでしょうか。

○臼井国務大臣 法務省では、平成八年十月に倒

産法制の見直し作業を開始いたしまして、倒産法

制全体についての統一的な見直しを図るべく作業

を進めてまいりましたがございます。

しかししながら、昨年九月に、経済情勢、中小企

業等の倒産がどんどんふえている、そういう状

況にかんがみまして、中小企業等に利用しやすい

再建型の倒産処理手続を整備することは特に緊急

の対応が必要であるというふうに判断をいたしま

して、他の検討課題とは切り離していたしまし

て、最優先の課題として検討するということにい

たしました。

それ以降、法制審議会におきましてこの課題に

ついて集中的に討議を進めていただきまして、本

年八月二十六日の答申に基づきまして民事再生法

案の提出に至った次第であります。

○木島委員 再建型倒産法制は、これが成立いた

しますと民事再生法、会社更生法、商法の整理の

三つになるわけですが、会社更生法と商法の整理

は、株式会社だけが適用対象ということですね。

これに対しても民事再生法は、すべての形態の

法人、株式会社、有限会社、その他の法人、それ

と個人にまで適用される一般法という形で法律が

組み立てられていくと思います。こういう一般法

ができますと逆に、では会社更生法や商法の整

理との関係はどうなるのだということが議論の対

象になると思うのです。

そこで、改めて、こういう一般法を今回つくる

のだという中で、では会社更生法や商法の整理を

関する諸問をいたしました。それ以来、我が国の

倒産法制全体についての見直し作業が始まつてお

りますが、その中の和議法だけが、他の法制度に

先行して、他の倒産法制と切り離された形で、今

回、民事再生法案として提出されてきたわけであ

ります。せっかく我が国の全体の倒産法制につい

て論議が始まつたのに、今回他と切り離して和議

法の全面改正という形でこの民事再生法案だけを

突出して先に出してきた理由、背景、これはどこ

ある債権や株主の権利を制約せず、企業の組織法的な事項にも変更を加えないものといたしております。

これに対しまして会社更生手続は、株式会社の

みを対象とした手続でございまして、担保権や優

先権がある債権及び株主の権利すべてを手続に取

り込みまして、組織法的な事項についてもこの手

続によらなければ変更等ができないものといたし

ているわけあります。

これは細かい議論ですから民事局長にお伺い

たいんですが、この民事再生法が仮に成立した場

合に、ほかの倒産法制と同一の性質を持った債権

が、適用される倒産法制によって違ってしまうと

いうようなものがいろいろあるんじゃないかと思

うので、まず実事関係として、どんな債権がそ

うな債権についてございますが、これは、民

事再生手続のもとにおきましたは、一般優先債権

として手続外で自由に行使することができます。

そこで、この手続を停止するか否

かにつきましては、今後の倒産法制の見直しの作

業の中でき引き続き慎重に検討することにいたして

おります。

○木島委員 会社の整理についてはいろいろ、廃

止すべきかどうか議論があるとお聞きをいたしま

した。しかし、会社更生法は必要だし、独自の存

在理由がある、私もそう思います。

そうしますと、会社更生法と民事再生法が並び

立つということになるわけありますが、そうし

ますと、同一の性質を持つ債権、例えば労働債

権あるいは租税債権、このような債権が、どの倒

産法制が適用されるかによって、権利関係が同一

であるというのは当然必要になるのではないかと思

います。そこでは、実際上はそうではなくなる部分もあ

る。

あるいは、民事再生法と破産でも、労働債権な

どが、その辺の法務省としての基本的な考え方、

あるいは法制審議会の基本的な議論の状況を法務

大臣からお聞かせ願いたいと思うのです。

あるため、原則として、担保権あるいは優先権が

ある場合は、中小企業に利用しやすい手続構造を簡素化していくために、原則として、担保権あるいは優先権が

律上出てくるわけなんですが、そういうことが果たして法体系としていいのかどうなのか問われる

ところだとと思うんですね。労働者の未払い退職

金、未払い賃金が、民事再生法だったらこういう

権利関係になるんだけれども、破産に移行してしまったから変わってしまうというようなことがあります

ますと、法的安定性という面では非常に問題が生

るんじゃないかと思うんです。

これは細かい議論ですから民事局長にお伺い

たいんですが、この民事再生法が仮に成立した場

合に、ほかの倒産法制と同一の性質を持った債権

が、適用される倒産法制によって違ってしまうと

いうような差異があるわけでございます。

○木島委員 それで、そういう違いが出てくると

いうのは、逆に言うと、倒産法制の特質になると

思ふんですね。それはいいことだと私は思うんで

すね。担保権なんかの実行をどのぐらい抑えるか。会

社更生法なんというのは、強烈に銀行の担保権を

抑えるわけですね。それで会社の再建を図るんで

すが、この民事再生法ですと若干それは緩い、銀

行にもかなり配慮しているということになるわけ

ですが、そういう当然のことであり、必要な権利の性質の違いというのは認められるかと思うんです。

例えば労働債権なんかが、この民事再生手続上だとこういう権利関係だが、破産になると変わってしまう、こういうものについては同一の権利関

係ですごく貰くことが求められるんじやないかと思うんですが、その辺、法務省はどんなお考えでしようか。

○細川政府参考人 街頭摘のとおり 同じく住産  
法制でありましても、債権の種類によつて取り扱  
いが異なつてゐる部分もあります。このような取  
扱いの問題は、主として、

り扱いの差異は各手続の目的や構造が異なることによるものでござります。

してはいるが、株式会社の事業の継続更生を強化に進めるためでございまして、会社をめぐるすべての権利関係を計画により変更するという手続構造をとるからでござります。

これに加えて、再生手続は主として中小企業や個人事業者に利用しやすいものとするために無担保の一般債権のみを再生計画による権利変更の対象とすることとして、できるだけ簡素な手続構造とすることを意図しているものでございま

このように、各手続における各種の権利の取り扱いは、各手続の目的や構造に応じて合理的に定められるべきものでございまして、その間の整合を図ることは、事柄の性質上、限度があるというふうに考えて いるところでございます。

のは一貫して優先的な弁済を受けられるようない法的地位を労働債権に与えてもいいんじゃなかろうか。それがいわゆる ILO の国際条約の趣旨でもないのかなと思うんですが、それはどうですか。

○鶴川政府参考人　そのところは、これからも、破産法を含んだ残余の倒産法制全体の見直しの中で最ももと言つていいくらい重要な問題であるというふうに認識しております。

また、会社更生では、開始前の賃金債権につきましては、これは優先的な更生債権というふうに取り扱つておりまして、計画によらなければ弁済できないことが原則でございます。ですから、その点では非常に困った点もあるわけで、そこで、わざわざその一部を共益債権として隨時弁済できるようだしたというのが会社更生法の考え方です。

民事再生手続におきましては、これはすべて手続外としましたから、隨時に弁済を受けられるということで、会社更生法よりも手続上有利な扱いになつてゐるわけです。それはそれなりに理屈があるんだろうと思つてますが、残りが破産法の問題で、破産法上は一般先取特権がある債権は優先破産債権ということになつてるので、そのところをどう見直すかというものが今後の課題でござります。

これは、法制審議会で検討事項を公表されたときでも、そこにさまざま意見がございまして、どういう扱いにするかということがございましたので、今後、見直しの中で重要な問題として検討してまいりたいと思っております。

○木島委員　権利の性質によっては、どの類型の倒産手続を使うかによって、優先順位が前になつたり後になつたりするのが当然の権利もあるだろうと思うんです。しかし、私が指摘したように、労働債権なんというのは、ある面では、どんな倒産法制になろうともその優先権をしっかりと与えていくというのが必要なことじゃないか、そういう整理が必要じゃないかと思うんです。

それで、本来なら、五つの倒産法が一遍に整理事

されて法案として出でるのであれば、そういう整理がきちんと出されて今国会に出でてくるのいいんですが、たまたま民事再生法だけが突出して出てきてしまっているので、そういう問題が今見えてこないということだと思います。

今、民事局長おっしゃったように、破産手続の見直しを今やつておりますので、その見直しの中で未払い労働債権についても優先権が一步前進するようだ。ひとつこれから法制審と法務省でも論議をしていただきたいということ、これは法務大臣にもお願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思うんです。

こういう議論もあるんですね。倒産法制が五つにばらばらに分かれている。今日日本の法制ですと、どの倒産法制を使うかは申立人の選択にかかるといふのがあります。しかし、それが裁判所によって認められるかどうかはまた別問題という状況なんですね。会社更生法などというのは、裁判所によつて今日は原則として大企業にしか適用してもらえない。中小弱小の企業は更生の見込みなしということで、頭からはねられてしまうといふのが現状であります。

考え方によつては、入り口は非常に広くしておこう。要するに、どの倒産法制を使うかを絞らずに、選択せずに、経済的窮境にある債務者が裁判所に申し立てをする。そして、会社の経営状態、労使間の状況、取引状況、抵当権者の意向、租税債務の状況、その他もろもろのその企業の環境を見て、そこで裁判所が申し立てを受けて、これは会社更生法でやるべきだ、これは民事再生法に行くべきだ、これは無理だから破産に行くべきだ、会社整理を使わべきだというふうに、申し立ては一本化にして、それから裁判所が公権的に選択をするというのも一つの倒産法制の考え方としてはあり得るという意見もあるんですが、こういう問題について、突然の質問であります、法務省民事局長の考え方なり、全体としての法制審や法務省の意向はどんなところにあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○細川政府参考人　申し立てを一本化しまして、木島先生が言われたように、その後は裁判所がすべて決めるという考え方も当然あるわけで、これは民事再生法の再三の検討の冒頭のときに議論された問題でございます。ただ、今回の再生手続が、そういう意見も踏まえまして、この手続を大変柔軟な手続にするというのが一つの眼目になつております。

これを見ていだきますと、まずアメリカのチャプターワイレブンのようだ、DIP型、従前の経営者が經營を継続できるというのが原則になりますが、その経営が失当で、従前の経営者が続けたのでは再生ができないという場合には管財人を選べるということになりますから、DIP型から分かれることがあります。

それからもう一つ、この法案の最後の方に、简易再生、同意再生という手続が整っています。そういうことになりますと、これは実は従来の和議と基本的には同じ形になるわけですね。さらに、同意再生になれば、これはいわば全員の同意が必要となるということですから、会社整理的な感じになつてくるわけでございます。ですから、今回の改正作業におきましても、手続構造全体を柔軟なものにするというのは一つの眼目でございました。

ただ、一本の申し立てですべて裁判所が判断するということとは、やはりある意味では、当事者、申し立てる側にとっては予測可能性がないという場合がありまして、よく会社更生手続の申し立てをちゅうちょする理由として、これを申し立てると当然経営者が退陣しなきゃならぬということがあるのですから、それで頑張って逆にかえって悪くなるということもあるんです。ですから、申し立てる側の予測可能性というのも一つ考えておましても、そういう意味では、やはり従来型のよう申立人が選択できるというのがいいかなと。

ただ、必要がある場合は他の手続に乗りかえら

れるというのも整備しておく必要があるということふうに考へておるわけで、この手続、例えは破産の申し立てがあつた、あるいは会社整理の申し立てがあつた場合でもこの民事再生の手続や申し立てはできますので、そういうことにすれば、他の手続からこっちの民事再生に変わることもできると

いうふうに考へておるわけでござります。  
○木島委員 そこで、本法の民事再生手続開始の問題についてお聞きしたいと思うんです。

法務大臣にお聞きますが、「二十一条の民事再生手続開始の申し立ての条文を読んでみますと、破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるとき」、こう規定して、現行和議法の破産の原因たる事実のあるときというよりも、おそれという段階から申し立てができる、非常に間口を広げているといふことがありますし、また、会社更生法とこの民事再生法を比較しますと、会社更生法は更生の見込みがないときは申し立て棄却なんですね。この法案ですと、民事再生法は、再生計画案の作成、可決の見込み、再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるときは棄却といふことで、この文を見ても、会社更生法は非常にきつい、民事再生法の方が要件は非常に広く緩和されている、こう私は読み取るんですが、そのとおりかどうか。

そして、二つの面を挙げましたが、申し立ての要件を非常に緩和して広げているといふ点は、私は是とするんです。非常にいいことだと思うんですが、広げた本意趣旨、これはどんなところにあるのか、大臣からの御答弁をお願いします。

○白井国務大臣 初めに、和議手続の開始原因は、破産原因と同一とされております。これに対しまして、手続開始の時点では既に事業の継続は困難となつておるという場合がございまして、再建型の手続としての実効性を損なつておるとの指摘がされました。そこで、今般の再生手続におきましては、事業等の再生をより効果的に行なうことができるよう、破産の原因たる事実の生ずるおそれがある場合等に手続を開始することが

できるものといたしたわけでございます。

会社更生法につきましては、更生の見込みがないというときには手続の開始の申し立てを棄却しなければならないということにされております。

これに対しまして、更生の見込みの有無という実体的な事項についての判断は容易でないことから、裁判所の手続開始決定がおくれる要因になります。そこで対応しまして、更生の見込みの有無という実

で、民事再生手続におきましては、より迅速に手続が開始されるようにするために、裁判所は再生計画が成立する見込みがあるかどうかという手続

的な事項について判断するものとした上で、その見込みがないことが明らかである場合を申し立ての棄却の事由としたものでございます。

○木島委員 それで、これは法律の非常に微妙な運用解釈の問題になるので民事局長にお聞きしました

のですが、会社更生法の更生の見込みがないといふことは非常にいいことだと思います。

そこで、もう一点、この民事再生手続の開始の要件に、「二十五条四号ですが、「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。」」こういう文言があります。

具体的にどんな場合を想定してこういう一般条項をつくったのでしょうか。

○細川政府参考人 法案二十五条第四号の、不当目的で申し立てがされたとき、その他申し立てが誠実にされたものでないときの意味でございま

すが、これは要するに、真に再生手続の開始を求める意思や真に再生手続を進める意思がないよう

な場合を指すものでございまして、具体的な例といたしましては、専ら債権者からの取り立てに對

して時間稼ぎを図るために申し立てをしたような場合が当たります。

従来、和議の手続において和議の乱用事例とし

てよく言われたものですが、和議を申し立て、保

全処分を得ますと不渡り処分を免れますので、そ

れをしておいた上で、今度は和議の手続は進めな

いで取り下げるという事例があつたといふ

ふうに言われています。そういうことが典型的な事例でございます。

○木島委員 そこで、その民事再生手続の申し立

てが本当に不当な目的のかどうか、誠実にされ

ているかどうか、当然債権者や外部の者も注目を

し、よく見守って意見を言うと思うのです。しか

し、それが不当な目的かどうかがよりわかるのは

内部にいる人間なんですね。もっと言うと勤労

者、労働者だと思うのです。

そこで、民事再生手続開始の申し立てがあるか

どうかというのはそこで働く労働者にとって決定

は、そういう事態は明らかで、わかるわけですね。だからそういうことを言つておるわけな

で、前に比べてこれは運用がずっと楽になるの

ではないかというふうに私は考へておるわけでござ

います。

○木島委員 一定の例示をしていただきましてあ

りがとうございました。裁判所がさらに広く受理だけはしっかりと、そして保全処分なんかも比

較的迅速に出すということが再生のためには大事だと思いますので、そのようにこの法律が動き出

すということは非常にいいことだと思います。

そこで、もう一点、この民事再生手続の開始の要件に、「二十五条四号ですが、「不当な目的で再

生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。」」こういう文言

があります。

そこで、例えば、親会社と事実上その支配下に

ある子会社の経営者が共謀して、親会社の支配介

入によって子会社の労働者を大量解雇するとい

う目的でこの会社再生手続を使おうなんとい

う、そして一面では、株主総会の特別決議がなく

ても営業譲渡が裁判所の代替許可でできるという

ようなああいう条文を利用して、裁判所のお墨

書きをもって営業譲渡をやつて大量解雇をしよ

う、本当にその事業体を生かそうというのじゃな

く、労働者の首を切る、あるいは権利主張をす

る労働組合を大量ページしよう、そういう目的が

あらわになつたような場合は、私は、この二十五

条の四号の不当な目的を適用して、そういうのは

だめだよということを言うことができるのではな

いかと思うのですが、いかがでしょうか。

○細川政府参考人 御指摘のような事情があらわ

になつてゐるということでは真に再生のために申

し立てるこになりませんから、御指摘のよう

に、これは誠実に申し立てされたものではない、

あるいは不当な目的で申し立てられたといふ

に解釈されると思っております。

○木島委員 そこで、その民事再生手続の申し立

てが本当に不当な目的なのかどうか、誠実にされ

ているかどうか、当然債権者や外部の者も注目を

し、よく見守って意見を言うと思うのです。しか

し、それが不当な目的かどうかがよりわかるのは

内部にいる人間なんですね。もっと言うと勤労

者、労働者だと思うのです。

的に重要なことですから、開始手続の申し立てに当たって事前に、当該会社で雇用される労働者で構成している労働組合あるいは過半数の労働者の意見を聞くということが、この不当な目的かどうかを裁判官が認定するのに非常に有益だと私は思うのですね。

しかし、この法案をずっと読んでみると、申し立て段階では当該労働組合や労働者に通知されない。もちろん、通知もないわけですから意見も聽取しないという形で組み立てられているのです。

では、これは大臣に聞きましょうか。

ですから、ぜひこの法案で、六ヵ所にわたって労働者の意見を聞く、労働組合の意見を聞くという大変前進している法案でもありますので、出发点のところ、民事再生手続に踏み込むその段階で、裁判所は通知を労働者にしてやる、労働組合等にしてやる、そして労働組合等の意見を聞くという手続を入れてもいいのではないかと私は思うのです。入れてほしいと思っているのですが、法務大臣、どうでしょう。

○田中国務大臣 今委員御心配の問題でございま

すが、裁判所は再生手続開始の申し立ての諸否の

判断に当たっては再生手続の開始原因や申し立て棄却事由の有無を審理することになるわけでござりますけれども、この場合は職権で必要な調査をすることができるとしても、必要と認める方法を用いることができるところでございます。このよう

手続を開始するか否かを決定するのでござりますから、委員御指摘のような規定を改めて設ける必

要はないと考えております。

○木島委員 確かに、法案第八条の第二項で、裁

判所は職権で必要な調査ができるとあるので、こ

れが的確に裁判官によって運用されればいいので

が、職権発動をしようとしても、全然内部状況

がわからなければ発動しようがない。

特に、開始決定をもらおうとする事業体はもう立派な企業の命がけの申し立てですね。そうすると、きれいごとを書くと思うのですよ。実際の経営状態なんかもありのままに書いたらちょっとこれは棄却されるだらう、あるいは、労働者の首切りが本音なんだけれども、そんなことを書いたらとてもじゃないけれども棄却されますからということできれいごとしか書かないだろうということで、職権発動を促すためにも、事前に労働組合等へ通知をする、そして労働組合の意見も聞くという手続を一本差し込んで次に移らせていただきます。

（同僚委員から再三指摘されたのが、営業譲渡と労働者の地位保全の問題であります。法案の第

四十一條以降の問題です。

会社更生法と民事再生法を比較いたしましたと

ころ、民事再生法案の四十一條の条文は全部会社

更生法と同じです。会社更生法では、既にここで

も質問と答弁があつたのですが、五十四条の第一

号、財産の処分という言文の中に営業譲渡が含まれるという解釈運用がされている。そこで、営業

譲渡については裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。営業譲渡するときには裁判所の許可をとりなさいよということをする

ことができるという建前ですね。この法案は、そ

の中から営業譲渡だけをえり出して四十二条と四

十三条を新たにつくり出したと思われます。

そこで、これは民事局長に聞きますか。

（会社更生法と違って、特段、財産の処分で解釈

できるのにもかかわらず、営業譲渡だけを引っ張

り出して四十二条、四十三条という特別の規定を

つくり出して、裁判所の許可を、無条件の条件と

いいますか、前提抜きの許可を条件としたその根

柢がわからなければ発動しようがない。

（細川政府参考人 御指摘のように、法案の四十

一条は、会社更生法のたしか五十四条だったと思

いますが、これと全く同じでございます。営業譲

渡は財産の処分の中に入るので、裁判所が許可を得るものとすることはできます。するかどうかは

裁判所の裁量的判断でございます。しかし、この

法案では、営業譲渡というものは再生の大好きな仲

組みを決め、影響が非常に大きいということから

はそういうものだから必ず裁判所の許可を得な

ければならないものとして、営業譲渡に対して規

制を強めたという意味でございます。

そうした理由でございますが、営業譲渡するこ

とにより、譲渡先において事業の存続を図るとともに、倒産した企業等の債権者に対する弁済率の向上が可能となる場合が少なくないわけですが、その反面、必要性や相当性を欠くような営業の譲渡がされるときには、結果的には、債権者等の利益が害され、あるいは雇用の維持確保が困難なくなることになるわけでございます。

このような意味で、営業の譲渡をするかどうか、どの範囲で営業等を譲渡するか、譲渡の対価やその譲渡契約の内容をどうするかが再生債権者等の利害にかかる重大な問題でございます。また、このようにして、営業の譲渡をするかどうか、どの範囲で営業等を譲渡するか、譲渡の対価やその譲渡契約の内容をどうするかが再生債権者等の利害にかかる重大な問題でございます。また、このようにして、営業の譲渡をするには必ず裁判所の許可を得なければなりません。そこで、こういった手続に関して行わられる営業の譲渡の必要性及び相当性を担保するため、四十二条のはかに四十二条を設けて、営業譲渡をするには必ず裁判所の許可を得なければなりませんということにしたのでござります。

（木島委員 大変前進だと私は思うのです。影響

が非常に大きいから、営業譲渡だけは特別に会社

更生法の規定の仕方から抜き出して、絶対的に裁

判所の許可がなければならぬのだというふうにし

たのでござります。

（細川政府参考人 行政法規等の規制は別にいたしませんが、商法につきましては御指摘のとおりでございます。

（木島委員 そうしますと、本法第四十二条は、当然ですが、商法二百四十五条一項の株主総会の特別決議があり、さらに裁判所の許可が必要だと

いうので、営業譲渡の要件を加重したものだとい

うふうに聞いていいですか。

（細川政府参考人 まさに御指摘のとおりでございまして、私ども、それを誤解がないようにいた

したいと思っているところでございます。

（木島委員 そこでもう一つ、債権者だけじゃなく、労働者の地位にとっても大事だという先ほどの御答弁がありました。

そこで私は、労働組合等の意見を聞かなきやな

なってしまったわけですから、恐らく根本的にそこだと思うのですが、債権者だけが視野にあるのでしょうか。それとも、そこで働く労働者の地位にも非常に大きな影響を営業譲渡というのは与えるんだというようなことも念頭に置いてこの条文をつくり出したのでしょうか。その点、端的にお聞かせください。

（細川政府参考人 再生計画に関係するすべての利害関係人に対して影響が大きいわけですが、なかなか再生債権者とその企業で働く労働者の地位に大きな影響があるということでございます。

（木島委員 そういう観点から、四十二条第三項で新たに、そういう場合には労働組合等の意見を聞くべきではないという条文を置いたんだと思います。御賛同いただきたいと思いますが、時間の関係で次に移らせていただきます。

（同僚委員から再三指摘されたのが、営業譲渡と労働者の地位保全の問題であります。法案の第

四十一條以降の問題です。

会社更生法と民事再生法を比較いたしましたと

ころ、民事再生法案の四十一條の条文は全部会社

更生法と同じです。会社更生法では、既にここで

も質問と答弁があつたのですが、五十四条の第一

号、財産の処分という言文の中に営業譲渡が含まれるという解釈運用がされている。そこで、営業

譲渡については裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。営業譲渡するときには裁判所の許可をとりなさいよということをする

ことができるという建前ですね。この法案は、そ

の中から営業譲渡だけをえり出して四十二条と四

十三条を新たにつくり出したと思われます。

そこで、これは民事局長に聞きますか。

（会社更生法と違って、特段、財産の処分で解釈

できるのにもかかわらず、営業譲渡だけを引っ張

り出して四十二条、四十三条という特別の規定を

つくり出して、裁判所の許可を、無条件の条件と

いいますか、前提抜きの許可を条件としたその根

柢がわからなければ発動しようがない。

（細川政府参考人 まず御指摘のとおりでございまして、私ども、それを誤解がないようにいた

したいと思っているところでございます。

（木島委員 そこでもう一つ、債権者だけじゃなく、労働者の地位にとっても大事だという先ほどの御答弁がありました。

そこで私は、労働組合等の意見を聞かなきやな

らぬという条文が入ったので大変前進だと言つたのですが、さらに、現下の日本の経済状況、労働状況、雇用状況を見ますと、営業譲渡に名をかりて、大量労働者の解雇、リストラが吹き荒れいるときだけに、営業譲渡を悪用させないという意味をも込めて、もっと厳しい縛りをかけたらしいんじやないかというふうに思うのです。ですかく、営業譲渡が労働者のリストラ、解雇を伴うような場合、そして、労働組合がこの四十二条三項で反対だという意見を表明しているときは裁判所は許可してはならないというような縛りをかけることはできないのかなと思うのですね。

運用でも解釈でも結構ですが、営業譲渡の許可の基準をどう考えているのか。特に今のような場合、大量解雇を伴うような営業譲渡で、労働組合が反対の意見表明をこの条文でした場合、そういうときは許可しない、そう運用されるべきだと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○細川政府参考人 四十二条には、裁判所の許可に際して考慮すべき事項が明文では定められていないわけでございます。しかし、そういう場合は他の規定にも多々あるわけでございまして、四十一条にも、裁判所の許可を得なければならないと書いてありますが、その許可の基準は書いてございません。それから、会社更生法五十四条を御指摘になりましたが、そこでも同じでございまして、これは倒産法一般の規定の仕方に倣つたのでございます。

これはどうしてかと申しますと、各手続でその手続の目的があるわけでございます。民事再生法におきましては、窮境にある債務者の権利を調整してその事業の再生を図るという目的があるからでございまして、裁判所が許可を与えるかどうかは、その目的に照らして適当かどうかということを判断することになるわけです。そういう趣旨でこの規定ができるわけでございます。

御指摘のような具体的な事案でございますが、これは最終的には裁判所が個々具体的な事案に応じてすべての事項を考慮した上で御判断になるわけ

ですから、私がああしろこうしろと言うことがでないことは当然でございますが、そういう性質のものとして考えてみますと、やはり事業の継続を前提として再生を図るということになりますと、当然、労働組合あるいは労働者の多数の人の協力がないとできないのが一般でございます。特に申し立て直後、そういうことをよく労働者の理解を得おかなければ困難が大きくなるというのも事実でございます。

ですから、よく意見を聞くことは当然でございますが、最終的な判断権は裁判所にある。ですかく、再生の目的が本当に、ぎりぎり考えてみますと、論理的には、一部の労働組合が反対しても裁判所が違う判断をするということはあり得るわけございまして、それは否定できないのではないかとおもいます。

○木島委員 そこで、この民事再生法の根本目的が問われてくるのですね。これは事業体を生かそらいうための法律でしょう。破産にして、解体、清算するための法律じゃないわけでしょう。それがいわゆる再建型倒産法なんですが、根本で

書いてあります、その許可の基準は書いてございません。それから、会社更生法五十四条を御指摘になりましたが、そこでも同じでございまして、これは倒産法一般の規定の仕方に倣つたのでございます。

これはどうしてかと申しますと、各手続でその手続の目的があるわけでございます。民事再生法におきましては、窮境にある債務者の権利を調整してその事業の再生を図るという目的があるからでございまして、裁判所が許可を与えるかどうかは、その目的に照らして適当かどうかということを判断することになるわけです。そういう趣旨でこの規定ができるわけでございます。

○木島委員 大事な答弁だと思います。四十三条というのは、営業譲渡の一概原則の上に立て、なお債務超過である場合のみの規定です。債務超過の場合にのみ、そのときは株主総会を開いて特別決議はしなくてもいいですよ、裁判所の許可でかえていいですよという条文ですね。

そういうときに、わざわざ、ただし、営業譲渡となるのが事業の継続のために必要な場合に限るんだから、営業譲渡がされようとしている、労働者や労働組合は終わり、それは破産ですよ。

この法律は、そういうわけでしょう。まさに事業体を生かすためにこそこの再生法体系があるんだから、営業譲渡がされようとしている、労働者が反対しているといふような場合には、やはりこの法の根本目的からいって、そんなものは裁判所は許可できないはずだと思われるを得ないのですね。それはいいんでしょう。だからこそ私は、四十三

債務超過にあらうとなからうと、両方とも適用になる。ですから、四十三条が適用されるために

は、四十二条の許可もなくちゃいけないのです。

四十二条と四十三条の両方の許可が必要なのであります。それから、債務超過でない場合は四十三条は適用ありませんから、四十二条の裁判所の許可の方だってそういう精神でこの法律はつくられていました。

そうだとすれば、この当該営業譲渡が事業の継続のために必要な場合ということは、四十二条の前提として再生を図るということになります。

そこで、これは法務大臣にお聞きしますが、法

案第十七条に、利害関係人は裁判所書記官に対し

て、裁判所に提出されなければならぬと思うのです。

</

当然、十七条の利害関係人としてそういう諸文書を閲覧請求ができるのだ、こう解釈してよろしい。

債権、要するに租税債権はどういう位置に置かれて、あひますハ、御答弁ください。

とつ説得して、本当に多いんですよ、国税滞納。

から国税債権をとめることができるじゃないですか。答弁してください。

○田中国務大臣　委員御指摘いただきました法規ですか。法務大臣、大事なところですから

ます。それから、地方税も国税徵収法を準用して

いう権利をきちつと保全処分でとめないと、非常

それで、まず、先ほど大臣からも御答弁申し上

ますけれども、再生手続によりまして直ちにその者の法律関係に影響を持つほどの直接的な利害関係を有する必要はございません。間接的なものでよいと解されているところでございます。したがいまして、再生債務者の労働組合や労働者などは、通常は利害関係人に該当するものと考えております。

りを図つて守つていこう、そして労働者の首切りを防いで雇用を守ろうとするときに、本当に、国

なると私は思うのです。

ないということになつたわけでもないまじで、  
これは一端さの三歳的な構造から由来する問題だ。

か、申し立て後、再生手続開始決定の間に発生した労働債権の未払い賃金はどうか、退職金はどう

の法体系では、国税債権については保全処分で古

ので、特に租税債権とのかかわりが非常に大事な

申し上げますと、国税徴収法の百五十二条で、

は、租税債権の法的地位と労働債権の法的地位には、

なんというのは非常に必要でござつてから、酒類を販売するにあつては、國税の中でも最優先なんですが、取扱上げる

がら、この一般優先債権の中でいずれの債権を優

を猶予することができる。」云々というような規定がございまして、一応、国税徵収法には猶予と

る。」こういう規定があるんですね。要するにこれは日本の法体系の根本なんです。あらゆる債権

で支払いをとめるという体系になっていますか。

よく考えながら研究を進めていく必要があると思ふ。

た、それが破綻状態になつて返済できなくなつた。

の権利などを税務署の権利の下に置いて、完備者

ことはしていないわけでござります。

うことがあるんです。

非常に弱点であり、盲点だ。これは、大蔵省をひ

す抵当権者が取つていくんですね。たしかそうだと思います。それまでは、国税といえども、抵当権者を追い抜いておれたちが先だというわけにいかぬと思うんですよ。そうでしょう。その抵当権者ですらこの法で辛うじて、会社更生法よりは弱いけれども、ちょっと待てよといつて支払い弁済を中止できるといふんでしょう。その実行を。そのぐらい頑張つたんだから、抵当権者の権利をとめたんだから、それはもう法務省の権限内だからとめた、しかし国税債権は大蔵省に遠慮しなくちやとまらないといふような感じだと思ふんですよ、率直に言つて。

法務大臣、どうでしようか。せっかくだから、これで中小企業を守るといふなら、国税債権も抵当権者並みに、ちょっと待てよ、ちょっと支払いをとめる法律をつくるけれどもいいじゃないかという態度にぜひ立つてもらつて頑張つてもらいたいと思うわけで、意見を聞いて終ります。

○白井国務大臣 御意見は何いました。今後慎重に検討していきたいと思います。

○木島委員 終わります。

○武部委員長 福岡宗也君。

○福岡委員 民事再生法案について御質問を申し上げたいと存じます。

この法案につきましては、既に同僚議員の方からいろいろな問題点の御指摘がありまして、私の予定しております質問も大部分もう質問をされてしまうという状況でありますので、なるべく重複をしないような形で確認をしたいといふように思つております。

そこで、ちょっと順番を飛ばしまして、先ほど論議のありました四十二条と四十三条、営業譲渡の関係でございますけれども、この関係からまずお伺いをしたいわけであります。

先ほど民事局の方から御説明がありましたような回答で基本的にはいいだろうといふように思つてあります。しかしこれは、よく見ますと、四十二条の方は、いわゆる営業譲渡は会社でなければ自由にできるわけですね。法的な株主総会、

四分の三の議決ということも必要がないわけでありますし、買、取り請求権の問題もないわけあります。したがって、これは一般的な原則を定めます。そういうフリーな場合であつても、民事再生法を適用する場合には、営業譲渡する場合には裁判所の許可が必要なんですよという原則を定めた。

そして、四十三条の方は、会社というものを中心にして考えまして、そしてもちろん債務超過等の別の要件はございませんけれども、結局、そういう場合に、本来なら株主総会を開いて議決を経なければいけないわけですが、それを省略して、それにかかるところの決議ができる。ここに最も重要な点があるんじゃないかなというふうに私は理解をしたわけでありますけれども、それでよろしいですか。

○山本(有)政務次官 そのとおりでございます。

○福岡委員 そうしますと、四十二条が基本原則だということになるので、労働組合とか従業員の代表者の方たち、こういう人たちの意見を聴取するという要件も当然に入るといふこともよろしいでしようか。

○山本(有)政務次官 そのとおりだと思います。

○福岡委員 それから、きょうぜひとも確認をしておきたいことはもう一点あります。

我が国では、企業倒産の制度については、いわゆる清算型の倒産制度のはかに、幾多の種類の再生型の倒産制度を從来次から次へと生み出してきて、実際にはこれらが競合しておるという状況であります。

この制度が生み出されます背景なり必要性といふものは、ある程度特殊性はござりますけれども、やはり基本的には、その必要性、それからそれを運用するための仕組み、理念といふものは普遍的、共通なものがあるといふに考えております。また、そうでなければ困ると思うのです。それぞれの制度ごとにばらばらで、繋ぎはぎだらけのものであつては困るといふに思うのであります。

そこで、そこで、従来の制度、今度の民事再生法も含めまして、この再生型の倒産制度といふもの自体の生まれた理由といふものと、その普遍的な目的、理念というのはどういうところにあるんだとおいてどういう議論がなされたか、まずこれを御説明いただきたいと思います。

○山本(有)政務次官 法人または個人の債務者が経済的に窮境にある場合に、これを放置いたしますと、その経済状態がますます悪化し、最終的に破産手続による清算を余儀なくされます。しかしながら、破産手続により事業または財産の解体、清算がされますと、これに伴つて事業は消滅し、雇用の場の喪失、資産の減価等が生じることとなります。しかしながら、このような事態は、債務者自身及び債権者の利益の観点のみならず、国民経済的観点からも損失が大きいものと考えられます。

そこで、このような事態を回避し、債務者の事業や経済生活の再建を図り、雇用を維持するために再建型の倒産法制が設けられているわけでございます。

そして、今回の民事再生法は、我が国の企業のほとんどが中小企業と言われる小さな個人経営を主体とした企業であり、個人事業者及び株式会社の形態をとつておりますけれども、個人の経営者の資質、能力に経営のノウハウが負われているという実態にかんがみますと、再建型でできるだけそうした社会的な利益を保持していくことという考え方があります。

民事再生法案と会社更生法とは、ともに再建型の倒産処理手続を定めることにより、経済的に窮境にある債務者の経済的再生、更生を図るという点では共通の目的を有するものでございます。しかしながら、会社更生法の目的は経済的に窮境にあるすべての法人及び個人の事業または経済生活の再生を図ることであり、この点におきまして両者の目的には差異がございます。

○福岡委員 ということですと、結局、対象者が違うという形で差異はあるけれども、その他の点についても同じだということですね。

条文を見ますと、こうなつてゐるのですね。更生法の方は、「この法律は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社について、債権者、株主その他利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図る」、こういふうに書いてあるん

ですね。ということはどういうことかというと、  
具体的に、債権者とか株主とその他の利害関係人  
との利害調整ということが目的に明確に明記して  
あるんですよ。

今回の民事再生法の方の目的を見ますと、やは  
り窮境にある債務者について、その債権者の多寡  
の同意を得て、かつ、裁判所の認可を得た再生計  
画を定めることなどによって、当該債務者とその  
債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整す  
るということで、いわゆる債権者と債務者との間  
の権利関係だけを調整するというよりも読める  
のです、これを見ますと。

○山本(有)政務次官 会社更生法と民事再生法では開始原因は全く同一だ、こう理解していただきたいと思います。

○福岡委員 若干表現は違うけれども、そういうふうに読めることもないだろうというふうに私自身も思っているわけであります。

そこで、このおそれ、いわゆる破産原因を生ずるおそれと、いうことの要件が一番基本的な要件になろうかというふうに思うわけであります。このおそれというのはいろいろな法律に使われておりますけれども、それぞれの法律の中で、極めてあいまいな解釈、広く、ある場合には無限と言つてもいいように使われておるわけであります。実際は、この蓋然性の程度というものは、従来の会社更生の具体的な手続の中ではかなり厳格に行われていたんじゃないかというふうに思うのですけれども、これはどの程度のものだというふうに理解をされているのか、お伺いしたいのが一点。

それからさらに、申し立ての棄却の理由として、一から四までの事由が列記されています。いわゆる障害事由があるわけですから、これらとの具体的な手続のそれぞれのイメージするところというものがどういう要件なのかというと、私もよく読みましたけれども、文言的にはわかります、だけれども、どういうものを想定しているのかと、いうのが非常にわかりにくいというわけであります。

したがって、それぞれの開始の障害事由といふものの要件はどういうものを想定しているか。それから、先ほど言いましたおそれというものの関連はどういうふうに考えたらいいのか。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○山本(有)政務次官 まず、開始原因についてでございますが、これは、御承知おきのとおり、手続の開始原因を緩和し、より早期に手続の開始を

可能にすることにより、債務者の経済的再生をより行いやすくなるためでございます。

ここに言う破産原因の生ずるおそれがある場合は、破産原因たる事実が現に生じている必要はないが、事態がそのまま推移すれば破産原因が生ずることが客観的に予想される状態を意味するものでござります。

具体的には、債務者がどのような経済的状態にある場合に破産原因の生ずるおそれがあると言えるかについて、個々の事案ごとにさまざまであり、一概に申し上げることは困難でございますが、例えば、現在は支払い不能に陥っていないが、今後の資金繰りの見通しが立たず、早晩支払不能に陥ることが予想される場合などが典型例と考えられております。

後段につきましては、民事局長から答弁いたします。

○細川政府参考人　法案の第二十五条は、御指摘のとおり再生手続開始の障害事由を定めたものでございます。

第一号は、「再生手続の費用の予納がない」ということでございますが、これは、再生手続に必要な費用、すなわち送達、公告の費用、あるいは監督委員、調査委員、場合によっては管財人等の機関の報酬に相当する費用の予納がないとき、そういう意味でございます。

二番目の「破産手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。」という意味でございますが、これは、既に破産手続が係属していて、その後に民事再生手続が申し立てられた、こういう場合でございます。破産手続が既に相当進行しており、既に会社を再建する見込みがないというような場合には破産手続によることになりますし、また、破産手続による方が配当が多くて、再生手続をしても配当率が高くならないという場合には、これは破産手続によるべきだということになりますので、二号があるということになるわけでございます。特別清算手続も同じような意味でござります。

ですから、債権者の一般の利益に適合するときには、清算的な整理の場合と比べて再生の方方が配当率等が最終的には高くなるということでも、一般的な事柄でございます。

それで、三番目の「再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないこと」が明らかであるとき」ということでござりますが、これは、会社更生法ではこのところは更生の見込みがあるということが、そういう実体的要件が課されているわけですが、民事再生法におきましては、その実体的要件を証明することは非常に困難がある場合があるということから、こわれは手続的な見込みを要件としたものでございます。

つまり、「作成」というのは、要するに弁済計画をつくれないという意味では障害事由になる。あるいは、「可決の見込み」というのは、多くの債権者の賛成を得ることができるように再生計画を作成する見込みがない。「認可の見込みがない」という点も同じような意味でございます。

四番目の「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき」というのは、要するに、再生手続を申し立て、保全処分を得たらば後は再生手続を実行する意思がなくて、よく巷間言われているような仮処分の食い逃げ的な申立てのようなことが例として挙げられるかと思います。

以上でございます。

○福岡委員 今御答弁のありました第二号の方の破産等その他の手続によることが債権者の利益となるということの内容としまして、そういう破産等の手続によつた方が配当率が高いんだということが一つの要件になるとおっしゃいましたが、今回の民事再生手続の申し立てのときには、計画案提出というのを示していませんね、和議と同じよくな。そうすると、これほどちらが高いか安いかという気がするんですけども、その辺はどういうことになるんでしょうか。

○細川政府参考人 ですから、このところは、そういうことが明らかにある場合には障害事由になつていいことですかと聞かれて、常におかなければならぬ要件だとうことになるかと思ひます。

先ほど申し上げたような破産的清算よりも配当率が高くなるという要件は、また後の方でも、例えれば認可の要件にもなつてくるわけでございまして、常に考えておかなければならぬ要件だとうことになるわけでございます。

○福岡委員 そうしますと、開始の障害があるかどうかということを判断するためには、ある程度、配当もどういうふうにしていく、そのためにどういうところをリストラしてある程度経費を節減してどうしていくんだとかというかなり詳しい計画を申し立ての段階で出さないと、実際は開始決定が出しあがないと僕は思はんですね。

そこで、手続をお伺いするんですけれども、このところがよく、これを読んで、実際にこの民事再生法の裁判所の手続がどういうふうにされるかというのをイメージがわかないのですが、実際上の申し立ての審理というのがどのような形で行われるのかということをお伺いいたしました。

私のつたない経験からいいますと、和議、会社更生におきましては、実務では、口頭弁論を開く、審尋による手続を開く、それとまた書面審理によって行われる、さらには、債務者のほかに会社の場合は会社の役員、債権者、労働組合の代表者、専業的な下請業者、それから支援銀行なんかの事情聴取というようなことを実事上とり行つた上で判断をする。そして、通常の裁判所の場合には、まあまあの規模の会社の場合なんかでしたら、ほとんどがやはり和議の場合では整理委員、会社更生では調査委員を選任して、全財産の状況を調べてその評価もする、それに営業状況等も調査をする、売り上げ、それからさらには利益率なんかの計算もきちっと専門的にさせた、その調査報告書を出させて、それによって、再建の見込み

あり、なし、さらには債権者の利益も害することがないだらうというような判断もしていたというふうな理解なんですかと、この民事再生法の関係では具体的にどのような手続を予測しておるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○千葉最高裁判所長官代理者 民事再生手続の申立て原因、それから手続開始の障害事由、これについての審理をどういうふうなやり方でやって減してどうしていくんだとかいうかなり詳しい計画を申し立ての段階で出さないと、実際は開始決定が出しあがないと僕は思はんんですね。

という判断、これは支払い不能または債務超過が生ずるおそれの有無ということが問題になりますので、裁判所におきましては、再生債務者の財産状況を把握することが必要になるわけでございましては、会社更生や和議手続と大差ない方法になろうかと思われます。

まず、破産原因が生ずるおそれがあるかどうかを立てる手続と、それが本法の目的でござりますと、すべての法人及び個人の事業または

おきますと、すべての法人及び個人の事業または經濟生活の再生を図ることというのが目的でござります本法案からすると、余りにも幅が広くて、いわば同意再生、簡易再生まで含んで、会社更生手続的なものまで包摵する、こういうことにあります。そのため、財産目録とか最近の貸借対照表、損益計算書、資金繰りの実績、それから過去のものだけではなく将来の資金繰りの見込みなどを明瞭にする書面を出してもらう、そういうようなことで、再生債務者の財産状況を明らかにすうなことで、再生債務者の財産状況を明らかにする資料で判断をしていく。もちろん債務者の審尋というのもされることはなるかと思ひます。さらには、労働組合などから意見を聞く、あるいは主たる債権者、金融機関などからも審尋をしながら意見を聞く、取引先からも意見を聞くということが必要に応じてされるものと思われます。

手続開始の障害事由についても、基本的には同じようなやり方をするというふうに思つております。

○福岡委員 それから次に、再生手続におきましては、監督委員と調査委員と管財人という制度が職務的選任ができるということになつてゐるわけあります。和議は、直接管理処分権はありませんけれども、管財人がやはり監督権的な立場で選任をされておりまし、それから会社更生においては、管財人が完全な管理処分権を持つという形になつてゐるわけですが、こういうような任意的なものにしたということについての必要性の問題題

です。これは、どういう場合にどの人を選任するなんだということが実際の問題になるとなると見えます。今度の民事再生法におきましては、これは運営されるということなのか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 調査委員や検査役あるいは保全管財人等々を選任いたすならば、当然、予納金等が大きくなるわけでございます。その意味におきますと、すべての法人及び個人の事業または

おきますが、それ以下の部分であるならば本法案が機能し、かつ、簡易や同意であるならば五十万円の予納金で足りますけれども、再生においても予納金を最低三百五十万円要るわけでござりますが、それ以下の部分であるならば本法案が機能し、かつ、簡易や同意であるならば五十万円の予納金で足りますけれども、再生においても予納金をたくさんやすることができます。そのため、公認会計士も雇うことができるというようになりますならば、いわば会社更生の基準以下のところを予定しつつ、会社更生では資本金の区分によりこの予納金が最低三百五十万円要るわけでござりますが、それ以下の部分であるならば本法案が機能し、かつ、簡易や同意であるならば五十万円の予納金で足りますけれども、再生においても予納金をたくさんやすことができます。

○福岡委員 それから次に、再生手続におきま

す。

○福岡委員 実は私、この要件の緩和がこの法律

の中でも最も重要な点の一つじゃないかなというふうに思つてます。

○福岡委員 実は私、この要件の緩和がこの法律

公正な再生倒産と言えるのかという、ここのこと

るだらうというふうに思うのであります。

確かに会社更生は、更生債権、これは一般債権

は三分の二以上ということですけれども、これは

担保権を制限しますので、担保権の方が四分の三

と結構厳しいんですよ。和議の場合は四分の三で

すね。そうすると、せめて、会社更生の一般債権

みたいな三分の二ぐらいにするというならわかる

んですけれども、過半数とすることによって適正

さが担保されるかというのは極めて疑問である

し、乱用のおそれもある。うまく、早目にやつて

上手に整理すれば、營々と本業で稼ぐよりも債権

のカットができるということにもつながりかねな

いなという気がするわけあります、それを実質

的に監督をするのは裁判所というわけであります

けれども。

そういう意味で、この三分の二といふ案は出なかつたんだでしょうか、どうなんでしょうか。

○細川政府参考人 法制審議会のメンバーには、多数の倒産法の専門家の弁護士さんがおられたわけですが、この方々の一致した意見は、現行の和議の要件が重過ぎる、三分の二でも重過ぎるといふ御意見だったんです。

そういう意味で、この三分の二といふ案は出なかつたんだでしょうか、どうなんでしょうか。

○細川政府参考人 法制審議会のメンバーには、多数の倒産法の専門家の弁護士さんがおられたわけですが、この方々の一致した意見は、現行の和議の要件が重過ぎる、三分の二でも重過ぎるといふ御意見だったんです。

なぜかと申しますと、実は債権者の中では去就をはつきりしない人が結構いるのですから、名指しされませんが、そこで賛否を明らかにして、後で責任を問われたくないという種類の人たちもいるわけなんです。そういう人がいるもので、反対ではないと言ひながらなかなか決議が成立しないといふ意見が多数出されたんです。

ですから、これは緩和しろといふ方の意見が非常に強くて、アメリカのように議決権額が出席者の半分とか三分の二でもいいんじゃないか、そういう意見まであったんですが、やはり原案の届け出ある債権の総額の半分以上は少なくともなく、ちやいけないんじゃないかと、いうことになつたわけです。そして、最後の担保として、裁判所がその計画を認可するかどうかということで最終的な公正さは担保されるだろうというのが結論であつ

たわけでござります。

○福岡委員 そういうことになりますと、裁判所の責任は極めて重大だというふうに思うのですね。従来どおりのいわゆる七割カットの三割配当

ぐらいが当たり前というようなことはおかしい

のであって、やはり厳格に、破産の場合に配当をやればどの程度の配当率があるんだということを厳しくチェックして、財産評価もきちんと専門家の手によってなされた厳しいものでなければならぬというふうに思うわけであります。

○福岡委員 そのチェックをできるのは、いわゆる議決権が法定数を通過していても、認可決定をしなきゃいけませんが、認めることを不認可とすると、この不認可事由としまして四つぐらいあるのですけれども、これについて簡単に御説明をいただきたいと思います。

○山本(有)政務次官 再生手続においては、再生計画案が可決された場合に、法案第百七十四条第一項各号に掲げられている不認可事由に該当する事実があるときは、裁判所は再生計画不認可の決定をし、それ以外の場合には再生計画認可の決定をするものとされています。

具体的な不認可事由は次の四点でございます。

○山本(有)政務次官 第一に、再生手続または再生計画が法律に違反し、その不備が補正できない場合であります。

○山本(有)政務次官 もっとも、再生手続の過程で生じた法律違反が軽微なものである場合は、この不認可事由からは除外しております。

○山本(有)政務次官 第二に、再生計画が遂行される見込みがない場合でございます。

○山本(有)政務次官 このような場合には、再生計画により再生債権者の権利を変更して再生債務者の再生を目指す必要性に乏しいからでございます。

○山本(有)政務次官 第三に、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至った場合でございます。

○山本(有)政務次官 このような場合には、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至った場合でございます。

○山本(有)政務次官 第四に、再生計画の決議が再生債権者の一般の意見を真に反映していることにならないためでございます。

○山本(有)政務次官 利益に反する場合でございます。具体的には、再

生計画による弁済率が債務者の総財産の清算価値と比較して過小である場合のように、再生手続に

よりも、むしろ破産手続によつた方が再生債権者の一般的利益に合致するような場合などがござります。

○福岡委員 そうしますと、最後に述べられましたような、破産手続に移行した方がむしろ一般債権者の利益になるというような場合は、ここで厳しくチェックをして不認可になるという可能性があるということでござりますね。

○上田(勇)委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の各会派共同提案に係る民事再生法案に対する修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

○上田(勇)委員 政府提出の本法律案は、第四十二条第一項において「営業等の譲渡」として「再生手続開始後に

おいて、再生債務者等が再生債務者の営業又は事

業の全部又は重要な一部の譲渡をするには、裁判

所の許可を得なければならない。」と規定するも

のであります。が、本修正案は、裁判所がこの許可

を与えるに当たっては、当該営業または事業の全

部または重要な一部の譲渡が再生債務者の事業の

再生に資する場合にのみ行われるものであること

を明確にするため、「この場合において、裁判所

は、当該再生債務者の事業の再生のために必要で

あると認める場合に限り、許可をすることが可能

」との文言を加えて修正を行おうとするもの

であります。

○上田(勇)委員 以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

○上田(勇)委員 それと申しますと、この際、およそ二十十分間休憩いたしました。

午後三時五十四分休憩

午後四時二十二分開議

○武部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○武部委員長 これまで民事再生法案に対する質疑は終局いたしました。

○武部委員長 この際、本案に対し、横内正明君

外四名及び木島日出夫君から、それぞれ修正案が

提出されております。

○武部委員長 提出者から順次趣旨の説明を求めます。上田勇君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました民事再生法案について、日本共産党の修正案の提案理由を説明いたします。

修正案は、お手元に配付したとおりであります

ので、案文の朗読は省略いたします。

修正の趣旨は、民事再生手続において、労働

者、労働組合等の関与を強化し、権利の保護と地

位保全に資するものとするため、まず第一に、再

生手続開始の決定に当たつての労働組合等の関与

民事再生法案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

二九

を規定しております。第二に、裁判所に営業譲渡の許可を申請しようとする者は、あらかじめ労働組合等との協議をすることとする規定を設けるものであります。そして第三に、手続の中でも、労働組合の意見聴取をした場合には、裁判所はその意見を尊重するものとする規定を設けるものであります。

○武部委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○武部委員長 これにて両修正案及び両修正案について採決いたします。

○武部委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

○武部委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

○武部委員長 これにて両修正案及び両修正案について採決いたします。

○武部委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

○武部委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

○武部委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

○武部委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

○武部委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

○武部委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

○武部委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、横内正明君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりまます。提出者から趣旨の説明を聽取いたします。西村文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○西村(眞)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

民事再生法案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に伴い、関係者は、次の点につき格段の配慮をされたい。

一 再生債務者の経済的・社会的評価並びに債権者の利益及び従業員の地位・利益が不适当に害されないよう、新制度の趣旨・内容について、経済団体・労働団体・司法関係者等に十分周知徹底がなされるよう努めること。

二 迅速かつ機能的な手続とする法の趣旨にかんがみ、再生手続の開始決定があつた場合は、再生債権の調査・確定、再生計画案の作成等の一連の手続が速やかにされるべきであること。

三 第四十二条の規定による営業譲渡について、再生債務者の事業の再生に資する場合のみ行われるものであることを周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう配慮すること。

四 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置を含め検討を行うこと。

五 倒産手続における賃金債権・退職金債権・社内預金債権を含めた労働債権・担保付債権・租税債権・公課債権等の各種の債権の優先順位について、更に諸外国の法令等を勘案するなど検討をし、所要の見直しを行うこと。

六 破産法等いわゆる倒産法を改正するに当たっては、労働債権について、特に再生手続から破産手続等に移行した場合にその優先性

が維持されるようにするなど、格別の配慮をすること。

七 第八十五条に規定する中小企業者の有する再生債権の弁済等に関する規定を、再生債務者を主要な取引先とする中小企業者の事業の継続とそ

の従業員の労働債権の確保に配慮がされるよう周知徹底がなされるよう努めること。

八 新しい再生手続について、その運用状況、等を勘案し、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○武部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○武部委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○武部委員長 この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。白井法務大臣。

○白井法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○武部委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○武部委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武部委員長 次回は、来る七日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

提出

民事再生法案に対する修正案(横内正明君外四名)

第四十二条第一項に後段として次のように加えます。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

裁判所は、前二項の規定による再生手続開始の申立てがあった場合には、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」という。)にその旨を通知しなければならない。

4 労働組合等は、前項の規定による通知を受けたときは、裁判所に対し、再生手続開始の決定をすべきかどうかについて、意見を述べることができます。

5 裁判所は、前項の規定による意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

第三十三条第一項中「第二十一条」を「第二十一

条第一項又は第二項」に改める。

第四十二条第一項中「譲渡をするには」を「譲渡をしようとするときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、再生債務者等は、あら

かじめ、労働組合等と協議をしなければならない。

第四十二条第三項中「再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」という。）」を「労働組合等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、裁判所は、その意見を尊重するものとする。

第百二十六条に次の一項を加える。

4 裁判所は、前項の規定による意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

第百六十八条に次の一項を加える。

2 裁判所は、前項の規定による意見を尊重するものとする。

第百七十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、前項の規定による労働組合等の意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

第百八十九条第一項第三号及び第一百九十三条第一項第二号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項前段」に改める。

第一百八十九条第一項中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第三項とし、同条第一項の次に第一項前段に改める。

2 第二十一条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による再生手続開始の申立てがあった場合について準用する。

第一百六十四条中「第二百七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第二百七十四条第五項」を「第二百七十四条第六項」に改める。

平成十一年十二月二十日印刷

平成十一年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C